官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令（法務四九）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（同五〇）　四
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同五一）　九
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇〇）　九
○道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇三）　三
〔法規的告示〕
○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務三四三）　三
○エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業一五二）　三
〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二七四～二七七、二七九、二八〇）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二七八）　七
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一五二五）　八
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一五二六）　三
○肥料の登録が失効した件（同一五二七）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一五二八）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三四
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
令和六事業年度財務諸表（独立行政法人日本スポーツ振興センター・独立行政法人国立高等専門学校機構・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・国立研究開発法人国立がん研究センター・国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、司法書士名簿登録等関係　六五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令及び代執行関係　一〇九
会社その他　一一〇
会社決算公告　一一六

省令

○法務省令第四十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十九条第一項（企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）第十六条において準用する場合を含む。）及び第七十六条の三第六項の規定に基づき、不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の受付） **第五十六条**　登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。 ［2～4　略］ （相続人申出等の受付） **第百五十八条の十四**　［略］ 2　前項の規定による受付は、受付帳に申出の受付の年月日及び受付番号を記録する方法によりしなければならない。 ［3～5　略］	（申請の受付） **第五十六条**　登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。 ［2～4　同上］ （相続人申出等の受付） **第百五十八条の十四**　［同上］ 2　前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。 ［3～5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業担保登記規則の一部改正）

第二条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（不動産登記規則の準用） **第十二条**　［略］			（不動産登記規則の準用） **第十二条**　［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十六条第一項	申請の受付の年月日及び受付番号	申請の受付の年月日及び受付番号並びに企業担保権設定者の商号及び本店	第五十六条第一項	不動産所在事項	企業担保権設定者の商号及び本店
［略］			［同上］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○法務省令第五十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

活動	基準
［略］	
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　［略］ 二　申請に係る事業の規模が次のいずれにも該当していること。 イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。 ［号の細分を削る。］ 三　申請に係る事業の経営を行い、又は当該事業に従事する者（非常勤の者を除く。）のうちいずれかの者が、高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を有している者であって、かつ、申請人が当該事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する時において、本邦に居住することとしているものであること。 四　次のいずれかに該当していること。 イ　経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術若しくは知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。 ロ　事業の経営又は管理について三年以上の経験（特定活動の在留資格（法第七条第一項第二号の告示で定める活動のうち本邦において貿易その他の事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動を含む活動を指定されたものに限る。）をもって本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間を含む。）を有していること。 五　申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
［略］	

改正前

活動	基準
［同上］	
法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　［同上］ 二　申請に係る事業の規模が次のいずれかに該当していること。 イ　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。 ロ　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。 ハ　イ又はロに準ずる規模であると認められるものであること。 ［号を加える。］ ［号を加える。］ 三　申請人が事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年十月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第六条第二項の規定による上陸の申請であって、この省令の施行の際、法第三章第一節又は第二節の規定による上陸の許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

二　法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であって、この省令の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

第三条　施行日前に法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動を行おうとして法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者及び前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた法第六条第二項の規定による上陸の申請に対する処分については、施行日（前条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○法務省令第五十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項並びに第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

改正後

在留資格	活動	資料
［略］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　次のイからハまでに掲げる資料 イ　経営に関する専門的な知識を有する者による評価を受けた事業計画書の写し ［ロ・ハ　略］ 二　次のイ及びロに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びに当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）を明らかにする資料 ［号の細分を削る］ ［三・四　略］

別表第三（第六条、第六条の二、第二十条、第二十一条の四、第二十四条関係）

改正前

在留資格	活動	資料
［同上］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　次のイからハまでに掲げる資料 イ　事業計画書の写し ［ロ・ハ　同上］ 二　次のいずれかに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ　その他事業の規模を明らかにする資料 ［三・四　同上］

五　学位を有することを証する文書又は職歴その他の経歴を証する文書		
六　申請に係る事業の経営を行い、又は当該事業に従事する者の日本語能力及びその者が本邦に居住することを明らかにする資料		

［略］

研究	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動	一　本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合 イ　［略］ ロ　卒業証明書及び学位を有することを証する文書又は職歴その他の経歴を証する文書 ハ　［略］ 二　［略］

［略］

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　［略］ 二　次のイ及びロに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びに当該職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）を明らかにする資料 ［号の細分を削る］ 三　［略］ 四　申請に係る事業の経営を行い、又は当該事業に従事する者の日本語能力及びその者が本邦に居住することを明らかにする資料 五　［略］
［略］		

五　事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書 ［号を加える。］		

［同上］

研究	法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動	一　本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合 イ　［同上］ ロ　卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書 ハ　［同上］ 二　［同上］

［同上］

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
経営・管理	法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動	一　［同上］ 二　次のいずれかに掲げる資料 イ　当該外国人を除く常勤の職員の総数を明らかにする資料並びにその数が二人である場合には、当該二人の職員に係る賃金支払に関する文書及び住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し ロ　資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料 ハ　その他事業の規模を明らかにする資料 三　［同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

所属機関等作成用１　　Ｍ（「高度専門職（１号ハ）」・「経営・管理」）

1　経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名

2　契約の形態

□ 雇用　　□ 委任　　□ 請負　　□ その他（　　）

3　勤務先

(1)名称　　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　　(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種

○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地

電話番号

(7)申請に係る事業の用に供される財産の総額

円

((7)のうち資本金の額又は出資の総額)

円

((7)のうち申請人の投資額)

円

(8)年間売上高(直近年度)

円

(9)法人税納付額

円

(10)常勤従業員数

名

(うち日本人，特別永住者又は「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者)　　名

(11)高度に自立して日本語を理解し，使用することができる水準以上の能力を有している経営者又は常勤従業員の有無

(申請人が申請に係る事業の経営を行い又は管理に従事する時において，本邦に居住することとしているものに限る。)

有（内容:　　）・無

4　職種

○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)

○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5　活動内容詳細

6　就労予定期間　(申請人が管理者の場合にのみ記載)

□ 定めなし　　□ 定めあり（期間　　年　　月）

7　給与・報酬(税引き前の支払額)　※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

円（□ 年額　□ 月額）

8　職務上の地位(役職名)

9　事業所の状況

(1)面積　　㎡

(2)保有の形態　　□ 保有　　□ 賃貸(家賃／月)

円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　　月　　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第六号の三様式所属機関等作成用１　Ｍ（「高度専門職（１号ハ）」・「経営・管理」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｍ（「高度専門職（１号ハ）」・「高度専門職（２号）」・「経営・管理」）

1　経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態

□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

3　勤務先
(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)法人番号(13桁)

(3)支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

(6)所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(7)申請に係る事業の用に供される財産の総額
＿＿＿＿＿＿＿＿円

((7)のうち資本金の額又は出資の総額)
＿＿＿＿＿＿＿＿円

((7)のうち申請人の投資額)
＿＿＿＿＿＿＿＿円

(8)年間売上高(直近年度)　(9)法人税納付額
＿＿＿＿＿＿＿＿円　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(10)常勤従業員数
＿＿＿＿＿＿＿＿名

(うち日本人，特別永住者又は「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者)　＿＿＿＿＿＿名

(11)高度に自立して日本語を理解し，使用することができる水準以上の能力を有している経営者又は常勤従業員の有無
（申請人が申請に係る事業の経営を行い又は管理に従事する時において，本邦に居住することとしているものに限る。）

有（内容：　　）・無

4　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)

5　活動内容詳細

6　就労予定期間　（申請人が管理者の場合にのみ記載）

□ 定めなし　□ 定めあり（期間　　年　　月）

7　給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。

＿＿＿＿＿＿＿＿円（□ 年額 □ 月額）

8　職務上の地位(役職名)

＿＿＿＿＿＿＿＿

9　事業所の状況
(1)面積　＿＿＿＿㎡　(2)保有の形態　□ 保有　□ 賃貸(家賃／月)　＿＿＿＿＿＿円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

別記第三十号様式所属機関等作成用１　Ｍ（「高度専門職（１号ハ）」・「高度専門職（２号）」・「経営・管理」）を次のように改める。

別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｍ（「高度専門職（１号ハ）」・「経営・管理」）を次のように改める。

所属機関等作成用１　Ｍ（「高度専門職（1号ハ）」・「経営・管理」）

1　経営を行い又は管理に従事する外国人の氏名及び在留カード番号
(1)氏 名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)在留カード番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　契約の形態
□ 雇用　□ 委任　□ 請負　□ その他（　　）

3　勤務先
(1)名称　＿＿＿＿＿＿＿＿　(2)法人番号(13桁)　□□□□□□□□□□□□□

(3)支店・事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿　(4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略　□□□□－□□□□□－□

(5)業種
○主たる業種を別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)　□□
○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
＿＿＿＿

(6)所在地
＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号
＿＿＿＿＿＿＿＿

(7)申請に係る事業の用に供される財産の総額
＿＿＿＿＿＿＿＿円
((7)のうち資本金の額又は出資の総額)
＿＿＿＿＿＿＿＿円
((7)のうち申請人の投資額)
＿＿＿＿＿＿＿＿円

(8)年間売上高(直近年度)　＿＿＿＿＿＿＿＿円　(9)法人税納付額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

(10)常勤従業員数
＿＿＿＿＿＿＿＿名
(うち日本人，特別永住者又は「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」若しくは「定住者」の在留資格を有する者)　＿＿＿＿＿＿＿＿名

(11)高度に自立して日本語を理解し，使用することができる水準以上の能力を有している経営者又は常勤従業員の有無
(申請人が申請に係る事業の経営を行い又は管理に従事する時において，本邦に居住することとしているものに限る。)
有（内容:　　）・無

4　職種
○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)　□□
○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
＿＿＿＿

5　活動内容詳細
□

6　就労予定期間　(申請人が管理者の場合にのみ記載)
□ 定めなし　□ 定めあり（期間　　年　　月）

7　給与・報酬(税引き前の支払額)※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。
＿＿＿＿＿＿＿＿円（□ 年額 □ 月額）

8　職務上の地位(役職名)
＿＿＿＿＿＿＿＿

9　事業所の状況
(1)面積　＿＿＿＿㎡　(2)保有の形態　□ 保有　□ 賃貸(家賃／月)　＿＿＿＿＿＿＿＿円

以上の記載内容は事実と相違ありません。
所属機関等契約先の名称，代表者氏名の記名／申請書作成年月日

年　月　日

注意
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合，所属機関等が変更箇所を訂正すること。

附則
（施行期日）
この省令は、令和七年十月十六日から施行する。

○厚生労働省令第百号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第三十九条第一項の規定に基づき、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部を改正する省令

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和四年厚生労働省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （事務の特例） **第四条**　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）附則の規定による恩給等とみなされる給付（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く。）又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第百一条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付に限る。次項において同じ。）を担保とした貸付けに係る債権の管理及び回収に関する事務は、当該債権の回収が終了するまでの間、第五条の規定による改正後の国民年金法施行規則第一条第二項第九号及び第十四条の規定による改正後の日本年金機構の業務運営に関する省令第九条第一号に規定する事務とみなす。 2　（略）	**附　則** （事務の特例） **第四条**　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）附則の規定による恩給等とみなされる給付（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下この項及び次条において「令和二年改正法」という。）附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものを除く。）又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第百一条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付に限る。次項において同じ。）を担保とした貸付けに係る債権の管理及び回収に関する事務は、当該債権の回収が終了するまでの間、第五条の規定による改正後の国民年金法施行規則第一条第二項第九号及び第十四条の規定による改正後の日本年金機構の業務運営に関する省令第九条第一号に規定する事務とみなす。 2　（略）
	（新設）

附　則

この省令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

○国土交通省令第百三号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第三項の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

改正後	改正前
第六条　令和二年改正法附則第三十九条第一項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一　行政機関又は令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを受けていた者若しくはその相続人からの独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第二項第一号に規定する業務（次号において「債権管理回収業務」という。）に関する照会に対して回答する業務 二　債権管理回収業務において作成又は入手した文書を保管する業務	（新設）

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（車両の通行方法） **第十三条**　（略） ２　国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。 一　一般専用有人施設（料金を徴収する事務に従事する者（以下この項において「係員」という。）が料金の収受又は通行券（法第二十四条第三項に規定する運転者が通行させる自動車その他の車両（以下この項において「通行車両」という。）の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。）の交付若しくは確認を行う施設であつて、第五号及び第八号に該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じて、当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 二　一般専用機械式施設（料金収受機等（無線の交信を伴うＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するＥＴＣシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用せずに料金の収受を行い、又は通行券の交付若しくは確認を行う機械であつて、これと連動して開閉棒（料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を完了するまでの間通行車両の通行を遮断するために設けられる開閉式の棒をいう。）、表示板（停止すべき旨又は発進することができる旨を意味する字句又は信号を表示する設備をいう。）その他の通行車両に対して停止すべき旨又は発進することができる旨を表示するための設備（以下この項において「開閉棒等」という。）が動作するものをいう。以下この項において同じ。）による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行う施設であつて、第六号及び第八号に該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用機械式施設の区分に応じて、当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 三　ＥＴＣ専用施設（無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行う施設であつて、第五号から第八号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイ又はロに掲げるＥＴＣ専用施設の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法 イ・ロ　（略） 四　特定措置専用施設（無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用せずに料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行う施設であつて、第七号及び第八号に該当しないものをいう。） 通行車両は、係員による停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従つて、標識その他の方法による停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従つて、停止しなければならず、かつ、料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録後に係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならないこと。	（車両の通行方法） **第十三条**　（略） ２　国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。 一　一般専用有人施設（料金を徴収する事務に従事する者（以下この項において「係員」という。）が料金の収受又は通行券（法第二十四条第三項に規定する運転者が通行させる自動車その他の車両（以下この項において「通行車両」という。）の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。）の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 二　一般専用機械式施設（料金収受機等（無線の交信を伴うＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するＥＴＣシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用せずに料金の収受を行い、又は通行券の交付若しくは確認を行う機械であつて、これと連動して開閉棒（料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を完了するまでの間通行車両の通行を遮断するために設けられる開閉式の棒をいう。）、表示板（停止すべき旨又は発進することができる旨を意味する字句又は信号を表示する設備をいう。）その他の通行車両に対して停止すべき旨又は発進することができる旨を表示するための設備（以下この項において「開閉棒等」という。）が動作するものをいう。以下この項において同じ。）による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイからハまでに掲げる一般専用機械式施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法 イ～ハ　（略） 三　ＥＴＣ専用施設（無線の交信を伴うＥＴＣシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行う施設であつて、次号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。）次のイ又はロに掲げるＥＴＣ専用施設の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法 イ・ロ　（略） （新設）

五　ETC・一般共通有人施設（係員が料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第八号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

六　ETC・一般共通機械式施設（料金収受機等による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第八号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

七　ETC・特定措置共通施設（無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用せずに料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、次号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、同号イからハまでに定める通行方法によること。

八　（略）

四　ETC・一般共通有人施設（係員が料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第六号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。

五　ETC・一般共通機械式施設（料金収受機等による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、次号に該当しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法

イ　（略）

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

2　国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（道路整備特別措置法施行規則等を適用する場合の読替え） **第四条**　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」と、同項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同項第一号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項第二号から第七号までの規定中「料金の」とあるのは「利用料金の」とする。 2　（略）	（道路整備特別措置法施行規則等を適用する場合の読替え） **第四条**　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」と、同項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同項第一号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項第二号から第五号までの規定中「料金の」とあるのは「利用料金の」とする。 2　（略）

しないものをいう。）　次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、当該イ又はロに定める通行方法

イ　ETC通行車　第五号イに定める通行方法によること。

ロ　ETC通行車以外の通行車両　第四号に定める通行方法によること。

3　（略）

六　（略）

3　（略）

法　規　的　告　示

○総務省告示第三百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変　更　後	変　更　前
第１　総則	第１　総則
［１～４　略］	［１～４　同左］
５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の１⑵及び第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑷までの開設目的を達成する必要最小のものとする。	５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑷までの開設目的を達成する必要最小のものとする。
［⑴～⑷　略］	［⑴～⑷　同左］
［６～12　略］	［６～12　同左］
［第２・第３　略］	［第２・第３　同左］
第４　超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等	第４　超短波放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等
１　日本放送協会の放送	１　日本放送協会の放送
⑴　総合放送（⑵による放送を除く。）	総合放送
［表略］	［表同左］
⑵　総合放送（補完中継局による放送に限る。） この周波数の使用は、中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を目的として開設する場合に限るものとする。	［新設］

中波放送の放送対象地域	中波放送の親局の送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数（MHz）
岡山県	岡山	岡山	98.5
山口県	山口	山口	98.9
徳島県	徳島	徳島	98.9

注　補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。	
［２・３　略］	［２・３　同左］
［第５～第７　略］	［第５～第７　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○経済産業省告示第百五十二号

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第五条第一項の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第三十二号（エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月十日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
１．エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について	１．エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
(3)　エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について	(3)　エネルギー源の環境適合利用の目標及び実施方法について
①　一の特定石油精製業者が、他の一の特定石油精製業者等の親会社、子会社若しくは関連会社（以下「関係会社」という。）である場合又は共通の石油元売会社等の関係会社である場合、一の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させ、又は減少させる際、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させ、又は減少させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させ、又は増加させることができる。	①　一の特定石油精製業者が、他の一の特定石油精製業者等の親会社、子会社若しくは関連会社（以下、関係会社という。）である場合又は共通の石油元売会社等の関係会社である場合、一の特定石油精製業者が自らのバイオエタノールの利用の目標量を増加させる際、当該他の一の特定石油精製業者は、その増加させた数量に相当する数量を自らの利用の目標量から減少させることができる。
②～⑦　［略］	②～⑦　［略］
(4)・(5)　［略］	(4)・(5)　［略］
２．ＧＨＧ排出量の算定及び削減の基準について	２．ＧＨＧ排出量の算定及び削減の基準について
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
(3)　ＧＨＧ排出量削減基準は以下のとおりとする。	(3)　ＧＨＧ排出量削減基準は以下のとおりとする。
①　バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であること。	①　バイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であること。
②　①に該当しない場合であっても、当年度に利用したすべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値（ただし、同一の事業者から調達したバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量については、当該事業者が供給した	②　①に該当しない場合であっても、当年度に利用したすべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値（ただし、同一の事業者から調達したバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量については、当該事業者が供給した

すべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値とすることができる。）が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であるときは、当分の間、①に該当するものとみなす。

燃料ＡのＬＣＡでのＧＨＧ排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×燃料Ａの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL）＋燃料ＢのＬＣＡでのＧＨＧ排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×燃料Ｂの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL）＋…＜揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（90.17ｇCO2eq／ＭＪ）×40％

３．・４．　［略］

別表１

エタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の算出方法について

１．・２．　［略］

（備考１）

ⅰ）～ⅵ）　［略］

ⅶ）ＧＨＧ排出削減効果の評価方法

①　［略］

②　揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量は90.17ｇCO2eq／ＭＪとする。

（備考２）

ⅰ）～ⅷ）　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　［略］

（削る）

（検討）

第二条　経済産業大臣は、この告示の１．(1)の次世代バイオエタノールの利用目標の期間について、次世代バイオエタノールの製造技術の実用化の進捗状況や原料の確保状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該期間の始期の前倒しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（削る）

第三条　［略］

すべてのバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量を次に掲げる式により加重平均して得た値とすることができる。）が、揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）に比較して40％未満であるときは、当分の間、①に該当するものとみなす。

燃料ＡのＬＣＡでのＧＨＧ排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×燃料Ａの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL）＋燃料ＢのＬＣＡでのＧＨＧ排出量（ｇCO2eq／ＭＪ）×燃料Ｂの年度内利用量（kL）／バイオエタノールの導入目標量（kL）＋…＜揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量（88.74ｇCO2eq／ＭＪ）×40％

３．・４．　［略］

別表１

エタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の算出方法について

１．・２．　［略］

（備考１）

ⅰ）～ⅵ）　［略］

ⅶ）ＧＨＧ排出削減効果の評価方法

①　［略］

②　揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量は88.74ｇCO2eq／ＭＪとする。

（備考２）

ⅰ）～ⅷ）　［略］

附　則

（施行期日）

第一条　［略］

（経過措置）

第二条　この告示の２．(3)①に規定するバイオエタノールのＬＣＡでのＧＨＧ排出量の削減基準については、当分の間、45％未満とする。

（検討）

第三条　前条の規定は、次条第一項の揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量の変更の結果、変更後のＧＨＧ排出量に前条の削減基準を乗じた値が、変更前のＧＨＧ排出量に当該削減基準を乗じた値より増加することのないよう、必要な措置を講じた上で、見直すものとする。

第四条　経済産業大臣は、この告示の２．(3)①の揮発油のＬＣＡでのＧＨＧ排出量について、施行後、揮発油の各工程におけるＧＨＧ排出量の調査等を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　経済産業大臣は、この告示の１．(1)の次世代バイオエタノールの利用目標の期間について、次世代バイオエタノールの製造技術の実用化の進捗状況や原料の確保状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該期間の始期の前倒しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条　［略］

その他告示

○財務省告示第二百七十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1328回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,358,080,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で941,900,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,354,112,908,500円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	940,787,616,100円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年９月１日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭１厘９毛
12　償還期限	令和７年12月１日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年９月１日

○財務省告示第二百七十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月八日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1329回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,350,360,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で949,600,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	3,346,587,261,700円
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	948,530,750,400円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年９月８日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭４厘５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭７厘４毛
12　償還期限	令和７年12月８日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年９月８日

○財務省告示第二百七十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1330回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で2,706,990,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で793,000,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	2,700,101,430,700円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	790,985,780,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年９月10日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭３厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円74銭６厘
12	償還期限	令和８年３月10日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和７年９月10日

○財務省告示第二百七十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　財務大臣　加藤　勝信

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1331回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,321,340,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で978,600,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,317,778,251,100円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	977,550,940,800円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年９月16日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭９厘以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円89銭２厘８毛
12	償還期限	令和７年12月15日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和７年９月16日

○財務省告示第二百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1332回）
2　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で2,607,260,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で592,700,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	2,588,336,811,200円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	588,396,998,000円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年９月22日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円26銭７厘以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円27銭４厘
12　償還期限	令和８年９月24日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年９月22日

○財務省告示第二百七十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月二十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1333回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,328,870,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で971,100,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,325,082,571,750円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	969,994,888,200円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年９月22日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭２厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円88銭６厘２毛
12　償還期限	令和７年12月22日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年９月22日

○財務省告示第二百八十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年九月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十月十日　　財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1334回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
⑴　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
⑴　価格競争入札発行	額面金額で3,331,200,000,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で968,800,000,000円
7　払込金額	
⑴　価格競争入札発行	3,327,021,312,000円
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	967,585,124,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和７年９月29日
11　発行価格	
⑴　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
⑵　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円87銭４厘６毛
12　償還期限	令和８年１月７日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和７年９月29日

○農林水産省告示第千五百二十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、令和七年八月二十二日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が令和10年８月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第55665号	液状肥料	苦土、マンガン、ほう素入り住友硝酸石灰複合液肥	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目７番１号
生第72146号	化成肥料	明星新１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第76309号	液状肥料	不二リンカリ液肥	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１
生第76313号	家庭園芸用複合肥料	カダン液肥SB73号	フマキラー株式会社	東京都千代田区神田美倉町11番地
生第78652号	副産肥料	粒状パームカリ肥料２号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第85355号	化成肥料	有機入り粒状肥料666	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第85366号	汚泥肥料	タカナシ汚泥肥料	高梨乳業株式会社	神奈川県横浜市旭区本宿町５番地
生第85367号	汚泥肥料	道央汚泥肥料	道央食肉センター株式会社	北海道岩見沢市上幌向南一条一丁目1202番地
生第85369号	汚泥肥料	しらたかコンポスト	テルス株式会社	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲433番地５
生第85373号	汚泥肥料	土・遊・農	加古川市環境事業協同組合	兵庫県加古川市平荘町上原616番地
生第85375号	硫黄及びその化合物	ペーハー	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91309号	化成肥料	PK57号	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地
生第102708号	化成肥料	有機入り肥料664	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102710号	化成肥料	有機入りスバル775	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102711号	化成肥料	スバルユーキ9651号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102714号	化成肥料	YA有機入り782号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第102715号	液状肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料新１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102716号	液状肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料新２号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102718号	液状肥料	多木アミノ液状複合肥料新11号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102719号	液状肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料新14号改	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第102721号	液状肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料新10号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２

生第102722号	液状肥料	東西新アミノ液状複合肥料11号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第102723号	液状肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料新12号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第102724号	液状肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料新14号改	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第102725号	液状肥料	東西尿素苦土有機入り液状複合肥料新2202号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第102726号	液状肥料	大成アミノ液状複合肥料新11号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第102729号	液状肥料	GE尿素有機入り液状複合肥料新12号	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第102731号	汚泥肥料	神西ゆうき	株式会社モア・フレッシュ	島根県出雲市神西沖町2334番地３
生第102738号	液状肥料	DN200	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
生第102743号	家庭園芸用複合肥料	大地豊彩	甘彩六花株式会社	東京都千代田区平河町一丁目６番15号
生第107481号	家庭園芸用複合肥料	新アルギトーン	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第107482号	化成肥料	有機入り肥料888	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目１番３号
生第107483号	家庭園芸用複合肥料	トヨチュー液肥　ビタプランツ原液３号	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
生第107485号	汚泥肥料	地球の味方　ヒラキマン	株式会社NA	三重県志摩市阿児町鵜方1047番地102
生第107492号	化成肥料	KD苦土入り高度化成488―１号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第107496号	汚泥肥料	発酵肥料１号	株式会社土に活力	静岡県富士宮市北山7429番地の1451
輸第9524号	副産肥料	36米糠副産りん酸肥料	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第102757号	硫黄及びその化合物	硫酸第一鉄１号	日本タルク株式会社	大阪府大阪市浪速区幸町三丁目１番17号
輸第107491号	化成肥料	化成肥料N555号	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号

有効期間が令和10年８月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93462号	化成肥料	ジシアン有機入り289	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地
生第93470号	液状肥料	くみあいほう素有機入り尿素亜りん酸複合液肥680	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93471号	液状肥料	昭見有機入り液肥１号	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目３番１号
生第93479号	汚泥肥料	エコみち君	士別市	北海道士別市東６条４丁目１番地
生第93480号	汚泥肥料	牛家が作った俺の堆肥１号	有限会社福田農場	北海道中川郡本別町美蘭別486番地１
生第93481号	汚泥肥料	有機入り完熟肥料アサヒ	有限会社アサヒ産業	大分県佐伯市西浜10897番地66
生第105456号	汚泥肥料	豊浦液肥１号	豊浦町	北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
生第105468号	家庭園芸用複合肥料	エード16号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町１番８号
生第105470号	液状肥料	バイオリキッド	株式会社アムロ	千葉県夷隅郡大多喜町桜台48番地
生第105477号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料111号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１

有効期間が令和10年８月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81823号	液状肥料	硝安有機入り液肥特045	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81824号	液状肥料	くみあい有機入り尿素複合液肥046H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81831号	汚泥肥料	おどろいた２号	下呂市	岐阜県下呂市森960番地
生第88204号	化成肥料	千代田有機入り複合肥料１号	株式会社五光	青森県東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢12番地13
生第88210号	副産肥料	副産複合肥料特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第88213号	汚泥肥料	想いのままに	株式会社ユニバーサル企画	神奈川県秦野市東田原478番地10
生第88214号	汚泥肥料	みのりちゃん	株式会社エム・シー・エス	三重県名張市蔵持町原出523番地
輸第7905号	家庭園芸用複合肥料	GMホルム複合肥料10.10.10	株式会社洛陽	滋賀県甲賀市信楽町江田607

有効期間が令和13年８月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第15631号	成形複合肥料	固形肥料まるやま１号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第15633号	成形複合肥料	固形肥料まるやま３号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第15634号	成形複合肥料	ちから粒状固形肥料１号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第15636号	成形複合肥料	ちから粒状固形肥料３号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第15637号	成形複合肥料	くみあい固形肥料１号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第15639号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料２号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第55607号	加工りん酸肥料	多木16.0苦土過燐酸	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第55647号	化成肥料	くみあい尿素入り化成168号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第60990号	化成肥料	尿素苦土入り高度複合005号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第66463号	化成肥料	丸ツバメ複合燐加安444	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第69690号	化成肥料	くみあい硝安苦土ほう素入りアヅマップ化成高度S488	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第72137号	混合りん酸肥料	18.0粒状苦土りん肥	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号

生第76303号	化成肥料	ポリリン酸カリウム	東北化学工業株式会社	愛知県名古屋市西区押切一丁目６番13号
生第76317号	硫酸マンガン肥料	ミネラルパワーキク	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
生第102712号	化成肥料	YA有機入り化成肥料620号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第102733号	化成肥料	ほう素有機入り高度化成482号	有限会社ナガオカ化成	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
輸第3321号	化成肥料	9.5―49燐安１号	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第3322号	化成肥料	9.5―49.5燐安１号	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号

有効期間が令和13年８月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第49872号	化成肥料	くみあい尿素入り硫加燐安34号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93457号	被覆窒素肥料	くみあい40被覆尿素JコートSE	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93458号	混合りん酸肥料	亜鉛入りりん酸17号	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第93482号	化成肥料	マザー化成442	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93483号	化成肥料	中日本ジシアン入り高度化成S848	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第93484号	化成肥料	中日本高度化成NS019	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第105459号	化成肥料	微量要素入り高度複合250号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105463号	化成肥料	西日本微量要素入り複合250号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
輸第13731号	被覆窒素肥料	被覆尿素肥料　33.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13732号	被覆窒素肥料	被覆尿素肥料　42.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13733号	被覆窒素肥料	被覆尿素肥料　41.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13734号	被覆窒素肥料	被覆尿素肥料　34.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13735号	混合りん酸肥料	混合りん酸１号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第13741号	過りん酸石灰	17.5過りん酸石灰	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第13742号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第13743号	熔成りん肥	ほう素・マンガン入りようりん１号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第13744号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油粕５―１―１	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13745号	化成肥料	Nitrophoska　ニトロフォスカ　19＋9.5＋9.5	サンユーケミカル有限会社	埼玉県草加市八幡町642番地６
輸第13746号	化成肥料	Nitrophoska　ニトロフォスカ　12.5＋9.5＋20	サンユーケミカル有限会社	埼玉県草加市八幡町642番地６
輸第13747号	化成肥料	有機入り化成12―20―10―３―0.3	株式会社シーディング	新潟県村上市下助渕959番地
輸第13748号	りん酸アンモニア	りん酸一アンモニア	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第13749号	化成肥料	化成14号	株式会社イーハーヴェスト	滋賀県野洲市久野部184番地２ヴイルヌーブ野洲504号室
輸第13750号	配合肥料	DF12―０―17	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第13751号	硫酸苦土肥料	天然硫マグ	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第105452号	化成肥料	第一リン酸アンモニウム	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第105453号	化成肥料	第二リン酸アンモニウム	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第105457号	塩化アンモニア	塩化アンモニウム	オー・ジー株式会社	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目１番43号
輸第105464号	化成肥料	化成肥料さくら720	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第105465号	炭酸カルシウム肥料	フォリオマックス	株式会社アビオンコーポレーション	東京都世田谷区野毛三丁目６番11号
輸第105471号	化成肥料	りん酸入り加里化成０―３―53	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105472号	シリカゲル肥料	80シリカゲル肥料	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105473号	石灰窒素	石灰窒素　粒状	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第105474号	石灰窒素	石灰窒素１号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第105475号	尿素	46.0尿素	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目10番地

有効期間が令和13年８月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81821号	成形複合肥料	複合肥料666	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
生第81837号	化成肥料	マザー化成207	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第88218号	化成肥料	高度化成42号	有限会社今生農材	宮城県富谷市太子堂一丁目16番25号
輸第7911号	配合肥料	DF14―18―14	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第7913号	配合肥料	DF14―０―14	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第11022号	硝酸石灰	新興硝酸カルシウム	北海道興農事業協同組合	北海道網走郡津別町字最上68番地の12
輸第11023号	尿素	尿素　46	JFE商事株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番５号
輸第11024号	過りん酸石灰	16.0過りん酸石灰２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第11025号	魚かす粉末	魚粕	有限会社ティアンドウェブ	兵庫県神戸市東灘区本山北町一丁目５番６号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第11203号

変更前　東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

変更後　東京都千代田区有楽町一丁目13番２号

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第106152号

変更前　カリエース

変更後　有機酸入り液状肥料25号

○農林水産省告示第千五百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第30968号	熔成りん肥	21.0熔成りん肥特号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第30969号	熔成りん肥	22.0熔成りん肥特２号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第30970号	熔成りん肥	23.0熔成りん肥特３号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第33148号	熔成りん肥	25.0熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第48562号	熔成りん肥	21.0熔成マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第48564号	熔成りん肥	21.0熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第49758号	熔成りん肥	20.0熔成マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第51022号	熔成りん肥	21.0熔成マンガンりん肥２号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第52358号	熔成りん肥	20.0熔成ほう素りん肥１号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第84056号	汚泥肥料	脱水汚泥	北後志衛生施設組合	北海道余市郡余市町栄町150番地　北後志衛生センター内
生第90963号	熔成けい酸りん肥	熔融けい酸燐肥４号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91077号	熔成けい酸りん肥	熔融けい酸燐肥５号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91906号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥３号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91907号	熔成りん肥	21.3熔成ほう素マンガンりん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第91908号	熔成りん肥	21.3熔成りん肥	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
生第105256号	鉱さいけい酸質肥料	12.0鉄入りけい酸	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地
輸第9515号	家庭園芸用複合肥料	Ｖ６	株式会社CTD	鹿児島県鹿児島市鴨池新町５番６号
輸第12568号	配合肥料	配合肥料４号	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第12581号	化成肥料	16.5―44.0燐酸アンモニウム	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十月十日　　農林水産大臣　小泉進次郎

１(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31293号 令和７年10月10日	Capsicum L.	ディエタ0011-0301	25	ペッパー・レボリューション・カンパニー合同会社 東京都町田市中町三丁目１番５号	令和元年７月４日
第31294号 令和７年10月10日	Cucumis sativus L.	ネクスター３号	〃	株式会社久留米種苗園芸 福岡県八女市豊福1226	令和４年９月28日
第31295号 令和７年10月10日	Escallonia Mutis ex L. f.	ALCAURA	30	Neil Alcock Gardd Elen Waunfawr Caernarfon Gwynedd LL55 4EJ, United Kingdom	平成29年８月18日

第31296号 令和７年10月10日	Hydrangea L.	マーチ３	〃	久保田正夫 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	平成30年８月14日
第31297号 令和７年10月10日	〃	STB1381WM	〃	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	令和元年10月１日
第31298号 令和７年10月10日	〃	加茂（かも）セレ　14-16 A	〃	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	令和２年３月11日
第31299号 令和７年10月10日	〃	Jong 01	〃	De Jong Plant B.V. Alfensvaart 11, 2771NM, Boskoop, The Netherlands	令和２年６月２日
第31300号 令和７年10月10日	〃	BAILMACFIVE	〃	Bailey Nurseries, Inc. 1325 Bailey Road Newport, Minnesota, USA	令和２年８月13日
第31301号 令和７年10月10日	〃	SchrollA16	〃	Schroll Management ApS Benzons Alle 2, Dalum, 5250 Odense SV, Denmark	〃
第31302号 令和７年10月10日	〃	ケーディ５	〃	ピムマ　ティアムチャイ 群馬県みどり市大間々町高津戸541番地10	令和２年11月16日
第31303号 令和７年10月10日	〃	ケーディ８	〃	〃	〃
第31304号 令和７年10月10日	〃	Hortmablo	〃	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands Horteve Breeding B.V. Zuid-Afrikaweg 1A, 1432DA Aalsmeer, The Netherlands	令和２年10月12日
第31305号 令和７年10月10日	〃	Hortmadace	〃	〃	〃
第31306号 令和７年10月10日	〃	ふるふる岡田（おかだ）10	〃	岡田成人 愛知県田原市小塩津町出口22番地	〃
第31307号 令和７年10月10日	〃	HIFIR	〃	HI Breeding B.V. Hooflaan 17, 2678KM De Lier, The Netherlands	令和２年12月24日
第31308号 令和７年10月10日	〃	HIFLA	〃	〃	〃
第31309号 令和７年10月10日	〃	HIRIV	〃	〃	〃
第31310号 令和７年10月10日	〃	HITOR	〃	〃	〃
第31311号 令和７年10月10日	〃	HIMOU	〃	〃	〃
第31312号 令和７年10月10日	〃	Hi Sky	〃	〃	〃
第31313号 令和７年10月10日	〃	HOA-3	〃	小内晶代 群馬県みどり市笠懸町鹿3739番地４	令和３年５月11日
第31314号 令和７年10月10日	Oryza sativa L.	あきたこまちR	25	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	令和２年９月16日
第31315号 令和７年10月10日	Sanguisorba officinalis L.	Big Dream	〃	Jan Star Noordwijkerweg 17, NL-2231 NJ Rijnsburg, The Netherlands	令和３年11月22日
第31316号 令和７年10月10日	〃	Garnet Dream	〃	〃	令和３年12月９日
第31317号 令和７年10月10日	Solanum L.	メリーランタン	〃	辻将史 岐阜県関市植野556番地２	令和５年２月21日

第31318号 令和７年10月10日	Solanum melongena L.	かな紫（むらさき）	〃	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	令和４年６月20日
第31319号 令和７年10月10日	〃	あのみのりパワー	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和５年10月５日
第31320号 令和７年10月10日	〃	AEP-PBFs21	〃	〃	令和５年11月２日
第31321号 令和７年10月10日	〃	AEP-PBFs23	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31293号 令和７年10月10日	Capsicum L.	ディエタ0011-0301	ペッパー・レボリューション・カンパニー合同会社 東京都町田市中町三丁目１番５号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31295号 令和７年10月10日	Escallonia Mutis ex L. f.	ALCAURA	Neil Alcock Gardd Elen Waunfawr Caernarfon Gwynedd LL55 4EJ, United Kingdom	〃	〃
第31296号 令和７年10月10日	Hydrangea L.	マーチ３	久保田正夫 群馬県伊勢崎市国定町１―141―42	〃	〃
第31297号 令和７年10月10日	〃	STB1381WM	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	〃	〃
第31298号 令和７年10月10日	〃	加茂（かも）セレ　14-16A	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	〃	〃
第31314号 令和７年10月10日	Oryza sativa L.	あきたこまちR	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	〃	〃
第31315号 令和７年10月10日	Sanguisorba officinalis L.	Big Dream	Jan Star Noordwijkerweg 17, NL-2231 NJ Rijnsburg, The Netherlands	〃	〃
第31316号 令和７年10月10日	〃	Garnet Dream	〃	〃	〃
第31318号 令和７年10月10日	Solanum melongena L.	かな紫（むらさき）	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通１番地	〃	〃
第31319号 令和７年10月10日	〃	あのみのりパワー	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31320号 令和７年10月10日	〃	AEP-PBFs21	〃	〃	〃
第31321号 令和７年10月10日	〃	AEP-PBFs23	〃	〃	〃

諸事項

公告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人日本スポーツ振興センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和６事業年度独立行政法人日本スポーツ振興センターの財務諸表について、次のとおり公告します。

令和７年10月10日

東京都新宿区霞ヶ丘町４番１号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長　芦立　　訓

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（法人単位）

（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	109,906,433,901	運営費交付金債務(注)	1,356,660,243
有価証券	16,200,000,000	預り寄附金(注)	378,958,383
未収金	7,670,258,034	短期借入金	8,221,000,000
未収金	7,676,013,034	一年以内返済予定長期借入金	5,500,000,000
貸倒引当金	△ 5,755,000	未払金	35,767,261,840
棚卸資産	9,954,532	リース債務（短期）	589,641,018
前払費用	370,976,286	未払費用	255,442,664
賞与引当金見返(注)	354,371,622	契約負債	652,450,970
その他の流動資産	193,879,416	前受金	22,459,126
流動資産合計	134,705,873,791	預り金	5,445,483,204
Ⅱ　固定資産		賞与引当金	416,695,144
1　有形固定資産		支払備金	6,156,627,000
建物	160,302,699,372	流動負債合計	64,762,679,592
建物	229,468,058,317	Ⅱ　固定負債	
減価償却累計額	△ 69,039,946,038	資産見返負債(注)	38,763,403,291
減損損失累計額	△ 125,412,907	資産見返運営費交付金	2,921,041,595
構築物	9,924,788,991	資産見返競技力向上支援事業費補助金	10
構築物	15,527,368,331	資産見返研究設備整備費補助金	556,816,173
減価償却累計額	△ 5,556,337,472	資産見返負担金	34,993,515,117
減損損失累計額	△ 46,241,868	資産見返寄附金	135,658,321
機械装置	3,266,264,241		
機械装置	5,028,308,055		
減価償却累計額	△ 1,762,043,814		

車両運搬具		9,026,860
車両運搬具		70,242,397
減価償却累計額	△	61,215,537
工具器具備品		6,647,630,559
工具器具備品		18,511,831,454
減価償却累計額	△	11,864,200,895
土地		157,929,844,000
土地		157,929,844,000
建設仮勘定		530,604,168
有形固定資産合計		338,610,858,191
2　無形固定資産		
特許権		5,593,539
商標権		4,833,604
ソフトウェア		5,130,656,141
ソフトウェア仮勘定		302,741,042
その他の無形固定資産		5,678,772
無形固定資産合計		5,449,503,098
3　投資その他の資産		
投資有価証券		4,750,272,663
退職給付引当金見返㈱		3,991,451,367
その他の投資資産		19,394,788
投資その他の資産合計		8,761,118,818
固定資産合計		352,821,480,107
資産合計		487,527,353,898

建設仮勘定見返運営費交付金		34,817,014
建設仮勘定見返施設費		121,555,061
長期未払金		6,926,215,452
リース債務（長期）		2,022,930,734
長期借入金		27,500,000,000
長期預り金		532,370,000
退職給付引当金		4,329,235,508
資産除去債務(長期)		67,037,599
固定負債合計		80,141,192,584
Ⅲ　法令に基づく引当金等		
スポーツ振興投票事業準備金㈱		31,054,530,667
特定業務特別準備金㈱		15,317,122,202
法令に基づく引当金等合計		46,371,652,869
負債合計		191,275,525,045
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		257,354,912,266
資本金合計		257,354,912,266
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金		27,211,027,583
その他行政コスト累計額㈱	△	98,191,364,138
減価償却相当累計額（△）	△	73,641,593,366
減損損失相当累計額（△）	△	170,059,720
利息費用相当累計額（△）	△	4,410,755
除売却差額相当累計額（△）	△	24,375,300,297
民間出えん金㈱		4,839,066,540
資本剰余金合計	△	66,141,270,015
Ⅲ　利益剰余金		105,038,186,602
純資産合計		296,251,828,853
負債純資産合計		487,527,353,898

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務経費	167,256,126,993	
一般管理費	2,128,038,080	
財務費用	229,203,026	
雑損	11,422,708	
臨時損失	27,161,144,262	
損益計算書上の費用合計		196,785,935,069
Ⅱ　その他行政コスト㈱		
減価償却相当額	7,924,531,105	
減損損失相当額	—	
利息費用相当額	99,584	
除売却差額相当額	23,872,346	
その他行政コスト合計		7,948,503,035
Ⅲ　行政コスト		204,734,438,104

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
経常費用		経常収益	
業務経費	167,256,126,993	投票勘定収益	
投票勘定業務経費		スポーツ振興投票事業収入	134,224,688,125
地方公共団体等助成事業費	10,454,372,000	災害共済給付勘定収益	
スポーツ団体助成事業費	5,641,476,000	災害共済給付補助金収益㈱	1,622,655,034
その他スポーツ振興事業費	978,063,000	共済掛金収入	15,646,486,191
対象試合開催支援経費	1,350,808,758	免責特約勘定収益	
払戻返還金	66,802,419,350	共済掛金収入	232,188,399
国庫納付金	10,229,920,026	一般勘定収益	
情報システム関連費	6,887,434,471	運営費交付金収益㈱	18,419,480,485
販売払戻手数料	10,521,390,525	施設費収益㈱	150,453,428
広告宣伝費	4,245,264,651	研究設備整備費補助金収益㈱	29,245,475
減価償却費	3,918,807,879	国立競技場等運営収入	3,890,076,302
その他	3,834,699,691	国立スポーツ科学センター運営収入	288,748,907

災害共済給付勘定業務経費	
給付金	13,921,977,418
保守等業務委託費	223,967,336
その他	166,536,082
免責特約勘定業務経費	
保守等業務委託費	29,344,000
特定業務勘定業務経費	
減価償却費	1,295,108,968
保守等業務委託費	13,521,250
その他	88,180
一般勘定業務経費	
スポーツ団体活動助成事業費	643,921,000
競技強化支援事業費	269,870,000
競技力向上事業費	8,427,805,000
組織基盤強化支援事業費	444,530,000
減価償却費	804,567,471
保守等業務委託費	6,160,929,867

ナショナルトレーニングセンター運営収入	776,505,673
国立登山研修所運営収入	1,727,374
スポーツ及び健康教育普及事業収入	23,304,691
利息及び配当金収入	84,780,737
受託事業収入	2,751,483,646
寄附金収益㈱	22,730,090
寄附金収入	303,000
賞与引当金見返に係る収益㈱	354,371,622
退職給付引当金見返に係る収益㈱	150,894,241
支払備金戻入	365,667,000
資産見返負債戻入㈱	1,519,442,621
財務収益	329,690,088
雑益	170,934,013
経常収益合計	181,055,857,142
経常利益	11,431,066,335
臨時損失	
固定資産除却損	3,356,108

その他	4,530,466,491
給与、賞与及び手当	4,247,844,307
賞与引当金繰入	336,274,343
法定福利費	718,975,682
退職給付費用	155,743,247
一般管理費	2,128,038,080
役員報酬	91,011,339
給与、賞与及び手当	828,092,764
賞与引当金繰入	80,420,801
法定福利費	149,703,190
退職給付費用	40,349,495
減価償却費	133,384,645
保守等業務委託費	287,195,985
旅費交通費	28,708,592
備品消耗品費	29,598,233
租税公課	379,521,942
その他管理経費	80,051,094
財務費用	229,203,026
支払利息	227,003,026
支払手数料	2,200,000
雑損	11,422,708
経常費用合計	169,624,790,807

スポーツ振興投票事業準備金繰入㈱	20,477,546,219
特定業務特別準備金繰入㈱	6,680,241,935
臨時利益	
固定資産売却益	2,899,989
資産見返運営費交付金戻入㈱	923,524
資産見返競技力向上支援事業費補助金戻入㈱	1
資産見返寄附金戻入㈱	1,747,622
スポーツ振興投票事業準備金戻入㈱	17,073,911,000
特定業務特別準備金戻入㈱	9,000,000,000
当期純利益	10,349,404,209
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱	9,196,087
目的積立金取崩額㈱	19,800,000
当期総利益	10,378,400,296

㈱は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金							Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額				民間出えん金	資本剰余金合計		
				減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）				
当期首残高	257,354,912,266	257,354,912,266	26,080,980,162	△ 66,136,358,420	△ 170,698,720	△ 4,311,171	△ 23,931,492,792	4,838,379,608	△ 59,323,501,333	94,688,782,393	292,720,193,326
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額											
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得			1,130,047,421						1,130,047,421		1,130,047,421
固定資産の除売却				419,296,159	639,000		△ 443,807,505		△ 23,872,346		△ 23,872,346

減価償却				△ 7,924,531,105					△ 7,924,531,105		△ 7,924,531,105
固定資産の減損											
時の経過による資産除去債務の増加						△ 99,584			△ 99,584		△ 99,584
出えん金の受入								686,932	686,932		686,932
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額(純額)										10,349,404,209	10,349,404,209
当期変動額合計	—	—	1,130,047,421	△ 7,505,234,946	639,000	△ 99,584	△ 443,807,505	686,932	△ 6,817,768,682	10,349,404,209	3,531,635,527
当期末残高	257,354,912,266	257,354,912,266	27,211,027,583	△ 73,641,593,366	△ 170,059,720	△ 4,410,755	△ 24,375,300,297	4,839,066,540	△ 66,141,270,015	105,038,186,602	296,251,828,853

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（法人単位）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
スポーツ振興投票助成による支出	△ 17,478,284,320
払戻返還金による支出	△ 68,025,497,094
対象試合開催支援による支出	△ 1,428,040,294
給付金支出	△ 13,921,978,818
スポーツ振興基金助成による支出	△ 816,189,000
競技力向上事業助成による支出	△ 8,410,608,000
組織基盤強化支援事業助成による支出	△ 424,390,000
基金業務における定期預金の預入れによる支出	△ 400,000,000
基金業務における有価証券の取得による支出	△ 300,000,000
人件費支出	△ 6,777,777,965
科学研究費補助金預り金支出	△ 34,950,635
その他の業務支出	△ 34,073,412,636
運営費交付金収入	19,938,516,000
スポーツ振興投票事業収入	137,080,405,645
共済掛金収入	15,877,303,185
受託事業収入	2,832,902,982
国立競技場等の運営による収入	3,939,838,899
国立スポーツ科学センターの運営による収入	290,981,663
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	785,882,828
国立登山研修所の運営による収入	1,732,453
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	24,434,342
基金業務における利息及び配当金収入	82,203,128
基金業務における定期預金の払戻しによる収入	400,000,000
補助金等収入	2,109,471,067
寄附金収入	34,268,746
科学研究費補助金預り金収入	34,950,635
その他の収入	628,975,598
消費税等の支払額	△ 554,823,400
小計	31,415,915,009
利息及び配当金の受取額	244,301,165
利息の支払額	△ 235,246,584
借入手数料の支払額	△ 2,200,000
国庫納付金の支払額	△ 6,210,641,551
業務活動によるキャッシュ・フロー	25,212,128,039
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入れによる支出	△ 316,575,000,000
定期預金の払戻しによる収入	285,990,000,000
有価証券の取得による支出	△ 44,660,000,000
有価証券の償還による収入	64,160,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 2,489,902,987
有形固定資産の売却による収入	3,161,279
施設費による収入	255,193,922
その他の収入	9,110
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,316,538,676
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 2,059,438,736
割賦債務の返済による支出	△ 225,999,576
短期借入れによる収入	8,221,000,000

短期借入金の返済による支出	△ 8,120,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 9,000,000,000
民間出えん金の受入れによる収入	686,932
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,183,751,380
Ⅳ　資金に係る換算差額	2,002,191
Ⅴ　資金増加額	713,840,174
Ⅵ　資金期首残高	45,257,593,727
Ⅶ　資金期末残高	45,971,433,901

注　記　事　項

（法人単位）

Ⅰ　重要な会計方針

1　運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
機械装置	３～17年
車両運搬具	１～７年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権	８年
商標権	10年

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（１～５年）に基づいております。

⑶　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3　支払備金の計上基準

学校の管理下における児童生徒等の既発生の災害に係る給付金の後年度支払に備えるため、給付見込額を計上しております。

4　賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置される部分については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

5　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6　退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生事業年度において一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置される部分については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

7　法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業準備金

翌事業年度以降のスポーツ振興投票助成事業費の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第22条第２項に定める基準に基づき計上しております。

⑵　特定業務特別準備金

翌事業年度以降の特定業務の財源とするため、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第８条の３の規定に基づき、スポーツ振興投票券の売上金額の100分の５に相当する金額を計上しております。

8　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法によっております。

9　棚卸資産の評価基準及び評価方法

書籍、貯蔵品

先入先出法による低価法によっております。

10　収益及び費用の計上基準

⑴　スポーツ振興投票事業に係る収益

主にスポーツ振興投票券の販売による収益であり、スポーツ振興投票券の購入者がスポーツ振興投票の結果が確定した後に払戻金等の交付を受けることが可能となることで履行義務が充足されると判断し、スポーツ振興投票の結果の確定の時点で収益を認識しております。

⑵　国立競技場等運営に係る収益

主に国立競技場､国立代々木競技場及び秩父宮ラグビー場等の利用による収益であり、利用申請に基づく顧客の利用が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

⑶　公共施設等運営権の設定に係る収益

国立競技場に係る公共施設等運営権対価による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、運営開始日以後事業期間に応じて収益を認識しております。

⑷　国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター運営に係る収益

主に国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターの利用、ネーミングライツの導入による収益であり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時の経過に応じて履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

⑸　受託事業に係る収益

受託事業に係る収益は、国から支出された委託費であり、委託契約に基づいて、サービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

11　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

12　共通経費の配賦基準について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの共通経費の配賦基準を定める規程及び共通経費配賦取扱細則に基づき処理しております。

13　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

当期中に契約を締結し、翌期以降に支払を予定している債務負担行為額のうち主要なものを記載しております。

5,073,000,000円

Ⅲ　重要な後発事象

「国立競技場運営事業等」(2025年度～2055年度）について、令和６年11月29日付けで株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテイメントに設定した国立競技場の公共施設等運営権（運営権対価528億円）は、公共施設等運営権実施契約書に定めた条件をすべて満たしたため、令和７年４月１日より効力が発生しております。そのため、同日より国立競技場の運営事業者が当センターから株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテイメントに変わりました。

Ⅳ　固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

〔貸借対照表関係〕

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　54,432,301,910円

〔行政コスト計算書関係〕

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	204,734,438,104円
法令に基づく引当金等への繰入	－27,157,788,154円
自己収入等	－158,831,703,862円
国庫納付額	－10,229,920,026円
機会費用	3,817,002,667円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	12,332,028,729円

2　機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

①　地方公共団体から無償貸付を受けている土地に対し、各地方公共団体における算定方式により得た価額を計上しております。

②　国から無償貸付を受けている事業用器具備品等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

〔損益計算書関係〕

ファイナンス・リース取引について、当該取引に係る収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費及びリース債務に係る支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に影響を与えております。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△15,150円であり、当該影響額を除いた当期総利益は10,378,415,446円であります。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定	109,906,433,901円
定期預金	－63,935,000,000円
資金期末残高	45,971,433,901円

〔金融商品関係〕

1　金融商品の状況に関する事項

当センターは、独立行政法人通則法第47条に基づき、預金及び有価証券による短期運用並びに投資有価証券による長期運用を行っております。資金調達については、銀行借入による短期借入及び長期借入を行っております。

また、必要に応じてリースを利用することとしております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収金、未払金、短期借入金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額	備考
長期未払金（＊２）	(8,657,769,120)	(8,141,358,602)	516,410,518	㈱
長期借入金	(33,000,000,000)	(32,258,976,232)	741,023,768	㈱

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（＊２）貸借対照表上、「未払金」に計上されているものが含まれております。

㈱借入金の貸借対照表日後における返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	5,500,000,000	22,000,000,000	5,500,000,000	―
計	5,500,000,000	22,000,000,000	5,500,000,000	―

㈱時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

〔退職給付関係〕

１　採用している退職給付制度の概要

当センターは、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

企業年金基金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２　確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における退職給付債務	6,193,500,130
勤務費用	308,199,660
利息費用	59,459,287
数理計算上の差異の当期発生額	−540,094,113
退職給付の支払額	−335,104,091
過去勤務費用の当期発生額	—
期末における退職給付債務	5,685,960,873

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表　（単位：円）

期首における年金資産	3,256,309,135
期待運用収益	148,162,066
数理計算上の差異の当期発生額	−144,848,623
事業主からの拠出額	105,978,864
退職給付の支払額	−175,917,411
制度加入者からの拠出額	16,577,590
期末における年金資産	3,206,261,621

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	2,488,732,272
年金資産	−3,206,261,621
積立型制度の未積立退職給付債務	−717,529,349
非積立制度の未積立退職給付債務	3,197,228,601
小計	2,479,699,252
未認識数理計算上の差異	1,849,536,256
未認識過去勤務費用	—
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	4,329,235,508
退職給付引当金	4,329,235,508
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	4,329,235,508

⑷　退職給付に関連する損益　（単位：円）

勤務費用	308,199,660
利息費用	59,459,287
期待運用収益	−148,162,066
数理計算上の差異の費用処理額	−6,826,549
過去勤務費用の当期の費用処理額	—
合計	212,670,332

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

債券	48％
株式	41％
現金及び預金	1％
その他	10％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています。）

割引率	1.7％
長期期待運用収益率	4.55％

〔固定資産の減損損失関係〕

減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

（単位：円）

No.	用　途	場　所	種類	帳簿価額	区　分
①	ラグビー場	東京都港区	建物	435,252,699	秩父宮ラグビー場／ラグビー場／ラグビー場
			構築物	116,927,695	
②	ラグビー場 クラブハウス	東京都港区	建物	1,215,849	秩父宮ラグビー場／ラグビー場／ラグビー場クラブハウス
③	ラグビー場敷地	東京都港区	土地	23,864,000,000	
④	テニス場	東京都港区	建物	114,447	秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場
			構築物	332,371	
⑤	テニス場 クラブハウス	東京都港区	建物	23,541,875	秩父宮ラグビー場／テニス場／テニス場クラブハウス
⑥	テニス場敷地	東京都港区	土地	3,862,000,000	
⑦	スポーツ施設	東京都北区	建物	36,585,692	国立スポーツ科学センター（本館）／宿泊施設
⑧	艇庫及び宿泊施設	埼玉県戸田市	建物	113,628,444	戸田艇庫／宿泊施設

⑵　認められた減損の兆候の概要

No.	概　要　及　び　理　由
①～⑥	神宮外苑地区における再開発事業へ供することを予定しているため、減損の兆候が認められます。
⑦⑧	当該固定資産の稼働実績が取得時の想定と比べて低下しているため、減損の兆候が認められます。

⑶　複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

No.	理　由
①④	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む）及び建物と補完的な関係を有する複数の構築物からなり、一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。
②⑤ ⑦⑧	当該施設は、複数の建物（建物附属設備を含む)からなり,一体としてそのサービスを提供するものであるため、一体として減損の判定を行っています。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

No.	理　由
①～⑥	神宮外苑地区における再開発事業の詳細な時期が未定であることから、減損を認識しておりません。
⑦⑧	当該資産は、経常的な保守管理が行われており、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識しておりません。

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する各施設における、フロン排出抑制法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源・給水設備等の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３年～18年と見積もり、割引率０％～1.854％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	その他増減額	期末残高
66,898,623	―	138,976	―	67,037,599

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター、国立登山研修所及び国立競技場における事業の撤退及び施設の移転は第５期中期目標（令和５年４月から令和10年３月）や第５期中期計画（令和５年４月から令和10年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、主務省庁を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、主務省庁及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

〔収益認識に関する注記〕

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

1　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分及び区分における収益は、「附属明細書」の「⑯開示すべきセグメント情報（事業の種類別セグメント情報）」をご参照ください。

2　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、53,552百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて、翌年度から2055年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、プロフィットシェアに関する変動対価は上記には含めておりません。プロフィットシェアは、2028年度以降、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書に定める対象期間における運営権者の税引後利益の額（対象期間累計額を指す。）が事業提案書記載の収支計画に定める税引後利益の額に100分の120を乗じた金額を超過するときに、当該超過額に対して50％の割合を乗じた金額を運営権者から収受するものです。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

損失の処理に関する書類

（投票勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			1,585,266,636
当期総損失		1,585,266,636	
Ⅱ　損失処理額			
積立金取崩額		1,585,266,636	1,585,266,636
Ⅲ　次期繰越欠損金			—

利益の処分に関する書類

（災害共済給付勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		3,232,050,431
当期総利益	3,232,050,431	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	3,232,050,431	3,232,050,431

利益の処分に関する書類

（免責特約勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		33,821,190
当期総利益	33,821,190	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	33,821,190	33,821,190

利益の処分に関する書類

（特定業務勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		8,341,867,889
当期総利益	8,341,867,889	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	8,341,867,889	8,341,867,889

利益の処分に関する書類

（一般勘定）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		355,927,422
当期総利益	355,927,422	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	355,927,422	355,927,422

附属明細書、勘定別財務諸表及び事業の種類別セグメント情報については、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページ（https://www.jpnsport.go.jp/）上で、開示しております。

独立行政法人国立高等専門学校機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構の令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月10日

東京都八王子市東浅川町701－２
独立行政法人国立高等専門学校機構
理事長　谷口　　功

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	20,209,588,388	
未収学生納付金収入	70,003,950	
棚卸資産	919,999,913	
前渡金	1,272,150	
前払費用	308,485,549	
未収入金	1,043,734,585	
短期貸付金	4,096,500	
仮払金	19,948,942	
立替金	76,073,661	
賞与引当金見返(注)	4,434,983,127	
流動資産合計		27,088,186,765

Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	259,100,492,820		
減価償却累計額	△140,307,012,155		
減損損失累計額	△　210,061,882	118,583,418,783	
構築物	42,062,325,304		
減価償却累計額	△　22,353,677,366		
減損損失累計額	△　14,443,261	19,694,204,677	
船舶	15,144,179,012		
減価償却累計額	△　2,710,812,247	12,433,366,765	
車両運搬具	541,855,011		
減価償却累計額	△　487,636,454	54,218,557	
工具器具備品	79,424,776,748		
減価償却累計額	△　61,630,700,468	17,794,076,280	
土地	141,736,783,658		
減損損失累計額	△　8,430,809,539	133,305,974,119	
美術品・収蔵品		182,239,714	
建設仮勘定	4,099,689,975		
減損損失累計額	△　20,827,796	4,078,862,179	
有形固定資産合計		306,126,361,074	
2　無形固定資産			
特許権		21,948,777	
ソフトウェア		684,910,099	
特許権仮勘定		32,168,615	
その他		14,517,016	
無形固定資産合計		753,544,507	
3　投資その他の資産			
長期貸付金		7,761,600	
長期前払費用		229,025,584	
長期未収入金	97,412,596		
貸倒引当金	△　97,385,456	27,140	
長期性預金		10,000,000	
敷金・保証金		26,573,520	
退職給付引当金見返(注)		43,232,185,650	
その他		1,849,800	
投資その他の資産合計		43,507,423,294	
固定資産合計			350,387,328,875
資産合計			377,475,515,640
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		1,213,287,215	
預り施設費(注)		1,535,152	
預り補助金等(注)		261,237,398	
預り寄附金(注)		2,312,743,801	
未払金		13,501,367,164	
未払消費税等		5,848,566	
未払費用		958,226,049	
前受受託研究費等		1,303,204,161	
前受受託事業費等		46,384,148	
前受金		8,879,288	
預り金		3,295,271,589	
引当金			
賞与引当金	4,434,983,127		
環境対策引当金	2,188,069	4,437,171,196	
流動負債合計			27,345,155,727
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	15,350,591,457		

資産見返補助金等	11,460,524,493		
資産見返寄附金	1,508,255,301		
資産見返物品受贈額	1,356		
建設仮勘定見返運営費交付金	174,998,051		
建設仮勘定見返施設費	3,543,929,397		
建設仮勘定見返補助金等	336,193,550		
建設仮勘定見返寄附金	10,164,000		
特許権仮勘定見返運営費交付金	8,797,725		
特許権仮勘定見返補助金等	800,000		
特許権仮勘定見返寄附金	1,729,836	32,395,985,166	
長期預り寄附金(注)		773,159,535	
長期未払金		1,564,403,241	
長期前受受託研究費等引当金		108,803,143	
退職給付引当金		43,232,185,650	
資産除去債務		426,024,000	
固定負債合計			78,500,560,735
負債合計			105,845,716,462
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		275,537,478,728	
資本金合計			275,537,478,728
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		189,890,070,430	
その他行政コスト累計額(注)		△200,352,720,676	
減価償却相当累計額（△）		△169,616,572,666	
減損損失相当累計額（△）		△8,654,337,100	
利息費用相当累計額（△）		△67,639,740	
除売却差額相当累計額(△)		△22,014,171,170	
資本剰余金合計			△10,462,650,246
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金(注)		5,548,839,486	
当期未処分利益		1,006,131,210	
（うち当期総利益		1,006,131,210）	
利益剰余金合計			6,554,970,696
純資産合計			271,629,799,178
負債純資産合計			377,475,515,640

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
教育・研究経費	18,924,583,080		
教育研究支援経費	1,574,800,435		
受託研究費等	1,280,279,790		
受託事業費等	624,841,407		
役員人件費	106,816,576		
教員人件費	38,493,176,563		
職員人件費	21,718,647,440	82,723,145,291	
一般管理費		3,539,949,732	
財務費用			
支払利息	42,037,226		
その他	403,957	42,441,183	
雑損		521,550	
経常費用合計			86,306,057,756

経常収益			
運営費交付金収益(注)		52,366,194,679	
授業料収益		11,229,042,300	
入学金収益		924,439,500	
検定料収益		257,986,100	
講習料収益		17,464,248	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	199,797,643		
その他の受託研究等収益	1,198,182,966	1,397,980,609	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	75,445,767		
その他の受託事業等収益	553,809,628	629,255,395	
補助金等収益(注)		1,191,437,514	
寄附金収益(注)		1,710,336,017	
施設費収益(注)		2,029,509,425	
科学研究費補助金間接経費収入		365,874,077	
賞与引当金見返に係る収益(注)		4,434,983,127	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		4,382,084,469	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	1,608,806,424		
資産見返補助金等戻入	2,886,726,868		
資産見返寄附金戻入	365,705,584		
建設仮勘定見返運営費交付金戻入	20,350,000		
建設仮勘定見返施設費戻入	1,084,574		
特許権仮勘定見返運営費交付金戻入	312,837		
特許権仮勘定見返寄附金戻入	1,099,534	4,884,085,821	
財務収益			
受取利息	10,264,179		
その他	164,188	10,428,367	
雑益			
財産貸付料収入	299,432,253		
その他	200,034,894	499,467,147	
経常収益合計			86,330,568,795
経常利益			24,511,039
臨時損失			
固定資産除却損		103,921,673	
減損損失		1,683,583	
その他		56,117,110	
			161,722,366
臨時利益			
固定資産売却益		6,550,765	
資産見返負債戻入(注)			
資産見返運営費交付金戻入	43,042,299		
資産見返補助金等戻入	3,589,190		
資産見返寄附金戻入	13,192,490		
資産見返物品受贈額戻入	63	59,824,042	
その他		51,316,156	
			117,690,963
当期純損失			△ 19,520,364
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			1,025,651,574
当期総利益			1,006,131,210

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		1,006,131,210
当期総利益	1,006,131,210	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1,006,131,210	
		1,006,131,210

注記事項

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

運営費交付金収益については業務達成基準を採用し、授業料収益は期間進行基準を採用しております。また、期中に突発的に発生し、予算、期間等を見積もることができず、業務と運営費交付金との対応関係を示すことができない業務については費用進行基準により運営費交付金を収益化しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	３～50年
構築物	３～50年
船舶	４～14年
車両運搬具	３～７年
工具器具備品	３～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

３．賞与引当金の計上基準

役員及び教職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである賞与については、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

教職員の退職給付に備えるため、退職一時金について期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．環境対策引当金に係る引当計上基準

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券：取得差額がないものは原価法、取得差額があるものは償却原価法（定額法）を採用しております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（未成研究支出金及び未成事業支出金）：個別法による低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究等及び受託事業等に係る収益

受託研究等及び受託事業等に係る収益は、主に国、地方公共団体又は民間企業から支出された委託費であり、委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑵　授業料に係る収益

授業料に係る収益は、学生との契約に基づいて教育役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当法人が学生との契約における義務を履行するにつれて、学生が教育役務を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（貸借対照表関係）

１．政府出資を財源に取得した資産に係る行政コスト累計額

その他行政コスト累計額（△）　△ 129,365,478,772円

２．減損関係

⑴　減損を認識した固定資産

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	場所	種類	帳簿価額	減損に至った経緯
職員宿舎用地	北海道釧路市	土地	24,113,236円	㈱1
校舎用地	福井県鯖江市	土地	2,115,800,000円	㈱2
教育・研究用	兵庫県明石市	建物附属設備	1,408,758円	㈱1
教育・研究用	兵庫県明石市	建物	274,827円	㈱1
教育・研究用	兵庫県明石市	構築物	485,757円	㈱1
職員宿舎用地	長崎県佐世保市	土地	75,800,000円	㈱1
職員宿舎用地	沖縄県名護市	土地	98,964,000円	㈱1
		合計	2,316,846,578円	

㈱1　固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったため減損を認識しました。

㈱2　固定資産の市場価格が著しく下落し、市場価格の回復が見込みがあると認められないため減損を認識しました。

②　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
校舎用地	土地	－円	1,138,612,752円
教育・研究用	建物附属設備	1,408,757円	－円
教育・研究用	建物	274,826円	－円
教育・研究用	構築物	－円	485,752円
	合計	1,683,583円	1,139,098,504円

③　回収可能サービス価額の算出方法

建物、建物附属設備、構築物については、使用目的に沿った機能を有しておらず使用しないことが決定していることから回収可能サービス価額は、使用価値相当額（１円）により算定しております。

土地については、正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額のうち土地については路線価によっております。

⑵　業務実績が著しく低下しているために減損の兆候を認識したが、減損を認識しなかった固定資産

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　　途	教育研究用及び一般管理用
種　　類	建物及び構築物
場　　所	苫小牧工業高等専門学校　外20高専
帳簿価額	建物　3,261,515,839円
	構築物　125,076,269円

②　認められた減損の兆候の概要

固定資産が使用されている業務の実績が著しく低下しているため、減損の兆候を認識しております。

③　減損を認識しなかった根拠

固定資産の将来の使用計画が客観的に存在しており、また保守管理が経常的に行われ、使用目的に従った機能を現に有していたため減損を認識しておりません。

３．貸借対照表の未収入金のうち、契約資産または顧客との契約から生じた債権について

貸借対照表の流動資産に計上した未収入金の内訳は以下のとおりです。

契約資産	314,579,402円
顧客との契約から生じた債権	636,045,136円
その他	93,110,047円
計	1,043,734,585円

（行政コスト計算書関係）

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	94,943,666,385円
自己収入等	△　17,114,264,212円
機会費用	3,969,834,232円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	81,799,236,405円

２．機会費用の計上基準

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人国立高等専門学校機構役員退職手当規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員退職手当規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

（損益計算書関係）

１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△4,209,678円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,010,340,888円である。

２．臨時損失

（その他の内訳）

減価償却費計上額修正	727,169円
除却資産計上漏れに係る修正	27,350円
その他の修正	55,362,591円
計	56,117,110円

３．臨時利益

（その他の内訳）

経過勘定費用化漏れに係る収益化	3,767,295円
減価償却費計上額修正	1,512,446円
その他の修正	46,036,415円
計	51,316,156円

（キャッシュ・フロー計算書関係）

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	20,209,588,388円
うち、定期預金	184,661,965円
差引資金期末残高	20,024,926,423円

２．重要な非資金取引

⑴　現物寄附による資産の取得

建物	64,279,032円
構築物	7,482,410円
車両運搬具	7,590,330円
工具器具備品	318,974,536円
美術品・収蔵品	40,430円
ソフトウェア	16,378,787円
合計	414,745,525円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	428,677,379円
合計	428,677,379円

⑶　不要財産の現物による国庫納付

土地	375,284,214円
合計	375,284,214円

（重要な債務負担行為）

当該事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

件名	契約額	翌期以降の支払予定金額
（釧路工業高等専門学校） 釧路工業高専留学生混住型寮（Ｇ棟）新営その他工事	867,130,000円	582,450,000円
（仙台高等専門学校） 仙台高専（名取）新コース新棟新営工事	195,800,000円	117,480,000円
（東京工業高等専門学校） 東京工業高専専攻科・総合教育棟等空調機改修工事	63,932,000円	63,932,000円
（東京工業高等専門学校） 東京工業高専第２寄宿舎新営その他工事	407,000,000円	407,000,000円
（富山高等専門学校） 練習船　一式	5,296,500,000円	2,648,094,000円
（石川工業高等専門学校） 石川工業高専第１体育館その他とりこわし工事	107,800,000円	64,680,000円
（沼津工業高等専門学校） アンモニア高圧合成試験装置	130,856,000円	130,856,000円
（明石工業高等専門学校） 明石工業高専実習棟（応用物理学系）新営その他工事	116,191,900円	70,191,900円
（徳山工業高等専門学校） 徳山工業高専基幹・環境整備（Ａ地区土砂災害対策）工事	530,860,000円	381,260,000円
（北九州工業高等専門学校） 北九州工業高専８号館改修その他工事	369,050,000円	231,330,000円
（佐世保工業高等専門学校） 佐世保工業高専デジタルフロンティアハブ新営電気設備工事	64,350,000円	64,350,000円
（佐世保工業高等専門学校） 佐世保工業高専デジタルフロンティアハブ新営その他工事	291,500,000円	174,900,000円
（本部支店） 包括ソフトウェアライセンス	120,998,798円	120,998,798円

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（金融商品の時価等関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、運営費交付金により短期的に余裕金が生じた際には、短期の預金及び公債等に限定した運用を行っております。また、寄附金受入により余裕金が生じた際には、短期又は長期の預金及び公債等に限定した運用を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

当法人は、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当法人が所有する建物において、封じ込め処理済みのアスベストを有しております。当該施設の廃棄にあたり、石綿障害予防規則等によりアスベストを除去する義務について、資産除去債務を計上しております。

２．支出発生までの当初見込期間、適用した割引率等の前提条件

支出発生までの当初見込期間をアスベストを有する建物の平均残存耐用年数（10年）と見積り、割引率は1.255％としております。

３．資産除去債務の総額の期中における増減内容

資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	時の経過による調整	除却による減少額	その他増減額	期末残高
411,138,000円	―円	―円	14,886,000円	426,024,000円

（退職給付引当金関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

⑴　採用している退職給付制度の概要

期首における退職給付引当金	43,140,984,632円
退職給付費用	4,383,686,761円
退職給付の支払額	△　4,292,485,743円
期末における退職給付引当金	43,232,185,650円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	4,383,686,761円
	4,383,686,761円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、323,241,037円となります。

（収益認識に関する事項）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しい及び顧客との契約ではないため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

18　開示すべきセグメント情報に記載しております。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「９．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は2,705,865,743円であり、当法人は当該残存履行義務について各契約に基づき収益を認識することを見込んでいます。

（土地等の譲渡に伴う資本金の減少及び不要財産に係る国庫納付等関係）

	苫小牧工業高等専門学校	福島工業高等専門学校
	錦岡宿舎団地	下平窪団地
１．譲渡した土地等の帳簿価額及びその概要		
（帳簿価額）	18,195,260円	60,714,634円
（概要）	職員宿舎跡地	職員宿舎跡地
２．譲渡理由	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
３．国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付
４．譲渡収入額	—	—
５．譲渡収入より控除した費用	—	—
６．独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額	—	—
７．独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日	—	—
８．国庫納付等の額	—	—
９．国庫納付等が行われた年月日	令和７年３月25日	令和６年11月29日
10．減資額	34,116,113円	80,300,000円

福島工業高等専門学校	都城工業高等専門学校	鹿児島工業高等専門学校
桜町団地	年見団地	東真孝団地
19,968,627円	45,930,693円	230,475,000円
職員宿舎跡地	職員宿舎跡地	職員宿舎跡地
将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。	将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物による納付
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
令和６年11月29日	令和６年12月５日	令和６年12月27日
26,800,000円	51,000,000円	307,300,000円

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

財務諸表については、主要なもののみを記載しておりますので、詳細を御覧になりたい方は、当機構のホームページ（https://www.niad.ac.jp/disclosure/tinsyaku_soneki.html）、又は小平本部（東京都小平市学園西町１丁目29番１号）にて閲覧ください。

令和７年10月10日

東京都小平市学園西町１丁目29番１号
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
機構長　服部　泰直

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　　（単位：円）

科　　目	法　人　単　位
資産の部	
Ⅰ　流動資産	
現金及び預金	205,850,368,100
有価証券	80,000,000,000
棚卸資産	1,116,848,402
前払費用	7,863,467
未収入金	361,318,381
未収消費税等	769,600
立替金	5,524,898
未収収益	776,103,005
施設費貸付金	691,470,186,000
承継債務負担金債権	17,987,314,373
賞与引当金見返	92,330,248
流動資産合計	997,668,626,474
Ⅱ　固定資産	
1　有形固定資産	
建物	5,163,335,148
減価償却累計額	△ 2,708,327,093
構築物	87,501,264
減価償却累計額	△ 75,466,985
工具器具備品	470,106,729
減価償却累計額	△ 384,030,537
土地	4,055,200,508
有形固定資産合計	6,608,319,034
2　無形固定資産	
商標権	1,924,819
ソフトウェア	163,829,487
電話加入権	54,000
無形固定資産合計	165,808,306
3　投資その他の資産	
投資有価証券	13,078,902,357
長期性預金	8,000,000,000
敷金・保証金	263,000
退職給付引当金見返	452,603,006
投資その他の資産合計	21,531,768,363
固定資産合計	28,305,895,703
資産合計	1,025,974,522,177
負債の部	
Ⅰ　流動負債	
運営費交付金債務	45,623,401
預り補助金等	50,961,060,192
預り寄附金	42,947,726
預り科学研究費補助金等	3,257,028
一年以内償還予定大学改革支援・学位授与機構債券	8,500,000,000
一年以内返済予定長期借入金	50,802,274,000
一年以内返済予定承継債務	8,006,569,000
未払金	12,086,700,021
未払費用	108,496,444
学位審査手数料前受金	11,096,000
受託研究前受金	27,547,000
預り金	7,895,705
賞与引当金	112,690,992
リース債務（１年以内）	6,004,680
流動負債合計	130,722,162,189
Ⅱ　固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金	680,862,480
資産見返補助金等	1,303,788
資産見返寄附金	432,722
資産見返物品受贈額	23
長期預り補助金等	223,623,173,578
大学改革支援・学位授与機構債券	15,000,000,000
長期借入金	617,582,852,000
承継債務	9,549,423,000
長期リース債務	18,014,040
引当金	
退職給付引当金	452,603,006
固定負債合計	866,908,664,637
負債合計	997,630,826,826
純資産の部	
Ⅰ　資本金	
政府出資金	8,780,845,616
資本金合計	8,780,845,616

Ⅱ　資本剰余金	
資本剰余金	118,000
その他行政コスト累計額	
減価償却相当累計額	△　2,704,083,675
減損損失相当累計額	△　64,000
除売却差額相当累計額	△　29,790,550
資本剰余金合計	△　2,733,820,225
Ⅲ　利益剰余金	
前中期目標期間繰越積立金	300,369
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金	22,161,527,788
当期未処分利益	134,841,803
（うち当期総利益）	(134,841,803)
利益剰余金合計	22,296,669,960
純資産合計	28,343,695,351
負債純資産合計	1,025,974,522,177

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	法　人　単　位
Ⅰ　損益計算書上の費用	
大学等評価経費	247,054,769
国立大学施設支援経費	5,047,501,128
学位授与事業経費	318,334,640
質保証連携事業経費	541,324,033
調査研究事業経費	318,462,347
大学・高専成長分野転換支援事業経費	21,232,207,951
一般管理費	604,738,340
財務費用	536,250
雑損	1,123,664
損益計算書上の費用合計	28,311,283,122
Ⅱ　その他行政コスト	
減価償却相当額	76,373,370
その他行政コスト合計	76,373,370
Ⅲ　行政コスト	28,387,656,492

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　目	法　人　単　位
経常費用	
業務費	
大学等評価経費	247,054,769
備品・消耗品費	2,987,019
旅費交通費	2,452,450
報酬・委託・手数料	19,579,315
減価償却費	6,344,600
給与及び賞与	141,983,154
賞与引当金繰入	20,018,141
法定福利費	22,279,168
退職給付費用	△　7,740,680
その他	39,151,602
国立大学施設支援経費	5,047,501,128
備品・消耗品費	395,291
旅費交通費	998,443
報酬・委託・手数料	2,819,889
減価償却費	4,405,630
給与及び賞与	58,806,927
賞与引当金繰入	6,360,062
法定福利費	9,098,553
退職給付費用	1,318,704
施設費交付金	2,136,390,000
支払利息	
長期借入金支払利息	2,509,639,235
承継債務支払利息	213,546,884
機構債利息	47,700,915
処分用資産売却原価	23,136,593
その他	32,884,002
学位授与事業経費	318,334,640
備品・消耗品費	2,423,203
旅費交通費	1,554,862
報酬・委託・手数料	80,468,456
減価償却費	12,816,034
給与及び賞与	135,889,441
賞与引当金繰入	11,752,311
法定福利費	21,156,207
退職給付費用	11,620,946
その他	40,653,180

質保証連携事業経費	541,324,033
備品・消耗品費	7,566,653
旅費交通費	16,418,664
報酬・委託・手数料	26,214,071
減価償却費	23,692,831
給与及び賞与	255,274,000
賞与引当金繰入	23,329,334
法定福利費	40,318,071
退職給付費用	13,313,054
その他	135,197,355
調査研究事業経費	318,462,347
備品・消耗品費	10,797,640
旅費交通費	6,483,035
報酬・委託・手数料	12,180,669
減価償却費	4,314,889
給与及び賞与	179,387,838
賞与引当金繰入	13,467,291
法定福利費	24,501,745
退職給付費用	15,983,603
その他	51,345,637
大学・高専成長分野転換支援事業経費	21,232,207,951
備品・消耗品費	1,657,677
旅費交通費	3,647,670
報酬・委託・手数料	14,008,053
減価償却費	666,708
給与及び賞与	154,046,641
賞与引当金繰入	11,736,153
法定福利費	24,446,391
大学・高専成長分野転換支援基金助成金	20,998,009,363
その他	23,989,295
一般管理費	604,738,340
備品・消耗品費	4,620,616
旅費交通費	2,075,702
報酬・委託・手数料	60,706,885
減価償却費	68,978,627
給与及び賞与	288,457,393
賞与引当金繰入	26,027,700
法定福利費	45,175,302
退職給付費用	56,739,176
その他	51,956,939
財務費用	536,250
債券発行費	536,250
雑損	1,123,664
経常費用合計	28,311,283,122
経常収益	
運営費交付金収益	1,588,831,046
資産見返負債戻入	114,483,407
資産見返運営費交付金戻入	113,613,788
資産見返補助金等戻入	380,196
資産見返寄附金戻入	489,423
学位審査手数料収入	120,716,000
評価手数料収入	70,345,000
大学ポートレート運営負担金収入	79,899,224
財産貸付料収入	14,964,129
補助金等収益	20,512,710,021
寄附金収益	1,931,979
賞与引当金見返に係る収益	92,330,248
退職給付引当金見返に係る収益	65,559,009
処分用資産賃貸収入	58,035,995
処分用資産売却収入	100,000,000
施設費交付金収益	2,016,378,658
受取利息	2,840,464,965
施設費貸付金受取利息	2,619,225,605
承継債務負担金債権受取利息	221,239,360
財務収益	751,479,217
受取利息	449,100,067
有価証券利息	302,375,532
為替差益	3,618
雑益	11,107,400
経常収益合計	28,439,236,298
経常利益	127,953,176
当期純利益	127,953,176
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6,888,627
当期総利益	134,841,803

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					Ⅲ　利益剰余金合計	純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計		
				減価償却相当累計額	減損損失相当累計額	除売却差額相当累計額			
当期首残高	8,780,845,616	8,780,845,616	118,000	△2,627,710,305	△64,000	△29,790,550	△2,657,446,855	22,656,527,089	28,779,925,850
当期変動額									
Ⅰ　資本金の当期変動額									
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額									
減価償却				△76,373,370			△76,373,370		△76,373,370
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額（純額）								△359,857,129	△359,857,129
当期変動額合計	—	—	—	△76,373,370	—	—	△76,373,370	△359,857,129	△436,230,499
当期末残高	8,780,845,616	8,780,845,616	118,000	△2,704,083,675	△64,000	△29,790,550	△2,733,820,225	22,296,669,960	28,343,695,351

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

科　　目	法　人　単　位
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
業務費支出	△ 513,084,807
人件費支出	△ 1,553,662,467
大学・高専成長分野転換支援基金助成金支出	△ 12,247,925,375
助成金の返還による収入	404,018,135
一般管理費支出	△ 144,172,320
施設費交付金の交付による支出	△ 2,136,390,000
施設費貸付金の貸付による支出	△ 95,831,663,000
承継債務に係る利息の支払額	△ 214,106,824
長期借入金に係る利息の支払額	△ 2,461,759,946
債券に係る利息の支払額	△ 48,861,258
その他の業務支出	△ 20,436,628
運営費交付金収入	1,771,228,000
受託研究収入	6,175,000
手数料収入	191,240,000
補助金等収入	15,221,000
補助金の精算による返還金の支出	△ 2,270,726
預り科学研究費補助金の受入	9,695,000
預り科学研究費補助金の払出	△ 10,349,854
寄附金収入	1,400,000
承継債務負担金債権の回収による収入	10,936,098,900
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	221,820,589
施設費貸付金の回収による収入	53,304,108,000
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,573,303,166
処分用資産の売却による収入	100,000,000
処分用資産の貸付による収入	58,035,995
施設費交付金の納付による収入	2,016,378,658
その他の収入	93,374,244
小計	△ 43,482,586,518
利息及び配当金の受取額	178,564,022
国庫納付金の支払額	△ 487,810,305
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,791,832,801
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 138,500,000,000
定期預金の払戻による収入	142,000,000,000
有価証券の取得による支出	△ 80,000,000,000
有価証券の償還による収入	64,500,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 51,748,840
無形固定資産の取得による支出	△ 36,394,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,088,143,220

Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 6,004,680
債券の発行に伴う支出	△ 536,250
債券の償還による支出	△ 6,000,000,000
長期借入れによる収入	96,725,550,000
長期借入金の返済による支出	△ 48,512,132,000
承継債務の返済による支出	△ 10,634,769,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,572,108,070
Ⅳ　資金減少額	△ 24,307,867,951
Ⅴ　資金期首残高	68,658,236,051
Ⅵ　資金期末残高	44,350,368,100

勘定ごとの利益の処分の状況と全ての勘定を合算した額を並列的に示す書類

（単位：円）

科　　目	合　　計
Ⅰ　当期未処分利益	
当期総利益	134,841,803
Ⅱ　利益処分額	
積立金	51,393,280
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金	83,448,523

国立研究開発法人国立がん研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（https://www.ncc.go.jp）又は事務所にて閲覧ください。

㈱　貸借対照表等の計数は百万円未満を四捨五入しているので、合計と端数において合致しないものがあります。

令和７年10月10日

東京都中央区築地５－１－１
国立研究開発法人国立がん研究センター
理事長　間野　博行

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	29,011	運営費交付金債務㈱	717
有価証券	3,000	預り補助金等㈱	153
医業未収金	11,689	預り寄附金㈱	1,940
貸倒引当金	△ 66	一年以内返済長期借入金	1,190
未収金	3,015	買掛金	5,296
医薬品	414	未払金	10,648
診療材料	31	未払費用	46
給食用材料	12	一年以内支払リース債務	93
貯蔵品	41	前受金	1,450
前払費用	29	預り金	1,157
未収消費税	128	引当金	
その他流動資産	35	賞与引当金	1,757
流動資産合計	47,340	その他流動負債	286
Ⅱ　固定資産		流動負債合計	24,732
1　有形固定資産		Ⅱ　固定負債	
建物	61,370	資産見返負債㈱	
減価償却累計額	△ 29,959	資産見返運営費交付金	800
構築物	532	資産見返補助金等	3,211
減価償却累計額	△ 203	資産見返寄附金	220
医療用器械備品	29,685	長期借入金	13,316
減価償却累計額	△ 22,572	リース債務	222
その他器械備品	13,072	引当金	
減価償却累計額	△ 10,013	退職給付引当金	8,301
車両	1	環境対策引当金	153
減価償却累計額	△ 1	資産除去債務	2,297
土地	60,406	その他固定負債	0
その他有形固定資産	26	固定負債合計	28,521
有形固定資産合計	102,343	負債合計	53,253
2　無形固定資産		純資産の部	
ソフトウェア	4,759	Ⅰ　資本金	
特許権	0	政府出資金	91,249
電話加入権	0	資本金合計	91,249
その他無形固定資産	16	Ⅱ　資本剰余金	
無形固定資産合計	4,776	資本剰余金	8,638
3　投資その他の資産		その他行政コスト累計額㈱	
破産更生債権等	55	減価償却相当累計額（△）	△ 9,590
貸倒引当金	△ 55	利息費用相当累計額（△）	△ 13
長期前払費用	39	除売却差額相当累計額（△）	△ 3,687
退職給付引当金見返㈱	6,833	資本剰余金合計	△ 4,652
その他の投資その他の資産	3	Ⅲ　利益剰余金	
投資その他の資産合計	6,875	前中長期目標期間繰越積立金㈱	5,414
固定資産合計	113,994	積立金	1,917
資産合計	161,333	当期未処分利益	14,151
		（うち当期総利益）	(1,213)
		利益剰余金合計	21,482
		純資産合計	108,080
		負債純資産合計	161,333

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	100,156	運営費交付金収益㈱	6,163
給与費	29,825	補助金等収益㈱	2,988
材料費	35,506	施設費収益	246
委託費	6,132	業務収益	90,433
設備関係費	11,794	医業収益	70,890
経費	16,888	研修収益	102
その他	12	研究収益	19,441
一般管理費	109	寄附金収益㈱	78
給与費	△ 232	資産見返負債戻入㈱	1,573
材料費	1	資産見返運営費交付金戻入	192
経費	303	資産見返補助金等戻入	1,306
減価償却費	37	資産見返寄附金戻入	74
財務費用	33	退職給付引当金見返に係る収益㈱△	470
その他経常費用	279	財務収益	2
経常費用合計	100,577	その他経常収益	1,042
臨時損失	282	経常収益合計	102,053
固定資産除却損	34	経常利益	1,476
固定資産除却費	239	臨時利益	19
賠償金負担額	8	その他臨時利益	19
		当期純利益	1,213
		当期総利益	1,213

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処分利益	14,151	Ⅱ　利益処分額	
当期総利益	1,213	積立金	14,151
前期未処分利益	12,937		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	４～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年
車両	２年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

環境有害物質の除却に伴う処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

⑵　投資有価証券

市場価格のない株式等以外については、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項の規定に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　580,198,564円

２．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については預金、公債及び金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

３．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、金銭信託、医業未収金、買掛金、未払金は短期間で決済がされるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴長期借入金	(14,506)	(12,631)	(△　1,874)

注１．負債に計上されているものは（　）で示しております。

２．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

⑴　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産に係る金額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△12,140,399,681円

Ⅲ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	101,454,623,422円
自己収入等	△91,466,146,706円
機会費用	1,290,401,206円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	11,278,877,922円

２．機会費用の計算方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率については、10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

その他業務収益	129,897,310円

２．経常費用の内訳

⑴　給与費のうち、引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	1,536,676,935円
退職給付引当金繰入額	△557,208,806円
⑵　設備関係費のうち、減価償却費	
減価償却費	8,815,937,623円
⑶　経費のうち、引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	46,465,809円

３．財務費用の内訳

支払利息	33,491,912円

４．その他臨時利益の内訳

委託費の返金	16,503,339円
保険金等の受取り	2,431,676円
その他	37,820円
その他臨時利益合計	18,972,835円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	29,011,432,504円
資金期末残高	29,011,432,504円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得	2,056,032円

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当センターは、職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

非積立型制度である退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務		9,531,583,424円
勤務費用		896,732,206円
数理計算上の差異の当期発生額	△	1,453,941,012円
退職給付の支払額	△	673,149,306円
期末における退職給付債務		8,301,225,312円

⑵　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	8,301,225,312円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,301,225,312円
退職給付引当金	8,301,225,312円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,301,225,312円

⑶　退職給付に関連する損益

勤務費用		896,732,206円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△	1,453,941,012円
合計	△	557,208,806円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率1.5％

Ⅶ．固定資産の減損関係

該当事項はありません。

Ⅷ．不要財産に係る国庫納付関係

該当事項はありません。

Ⅸ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当センターは、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用並びに、所有する医療用器械備品等の処分時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に６年～39年と見積っております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを採用しており、0.147％～2.283％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,410,734,547円
時の経過による調整額	15,837,383円
当期認識した資産除去債務	0円
資産除去債務履行に伴う減少額	129,288,617円
期末残高	2,297,283,313円

Ⅹ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究事業、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、11,234百万円、7,896百万円及び70,889百万円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約資産及び契約負債の残高等　（単位：円）

	当事業年度	
	期首	期末
医業未収金		
顧客との契約から生じた債権	10,876,827,845	11,061,663,329
契約資産	926,070,549	627,600,326
未収金		
顧客との契約から生じた債権	1,557,005,517	1,936,663,713
契約資産	502,339,642	575,462,726
前受金		
契約負債	1,372,826,928	1,330,086,293

契約資産は、医業収益、研究収益において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の履行義務に係る対価に対する当法人の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、研究収益について、契約に基づき顧客からうけとった対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首時点の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、964百万円であります。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、8,350百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2025年から2039年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当法人では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、現在までに法人の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。

XI. 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している重要な債務負担行為は、以下の通りです。

（単位：円）

契　約　内　容	契約金額	翌年度以降の支払金額
病院情報システム保守一式	766,095,814	329,682,914
共通基盤システム一式及び機器保守業務	627,000,000	156,750,002
医事・病歴等業務委託	986,436,000	931,634,000
医事受付・検診部門業務委託	453,301,200	428,117,800
建物・設備等総合維持管理業務委託	600,600,000	600,600,000
清掃業務委託	242,880,000	242,880,000
医薬品等・調達及び物流管理業務委託	43,026,069,731	1,752,511,465
全国がん登録システム等クラウド利用料	209,441,760	209,441,760
クラウドプラットフォーム（Amazon Web Services）利用料	193,040,932	193,040,932
ゲノムデータ管理室及び情報統合室における運用支援業務	155,727,000	155,727,000
全国がん登録システムがん登録オンラインシステム保守業務	221,881,000	65,725,000
ヘルプデスク業務委託　再公告	346,500,000	125,125,000
がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務	118,140,000	118,140,000
がんゲノム情報レポジトリーシステム機能追加及びインフラ基盤改修業務	915,200,000	915,200,000
がんゲノム情報レポジトリーシステム等のアプリケーション保守及びハードウェア・ソフトウェア保守並びにデータセンター賃貸借及び通信回線提供業務	214,965,476	214,965,476
ゲノム医療知識統合システム機能追加及びアプリケーション保守業務	342,987,700	342,987,700
ＶＡＲＩＡＮ社製放射線治療装置（TrueBeam）（ＲＧＳＣ）保守	166,938,750	158,591,812
キヤノンメディカルシステムズ社製放射線装置保守	346,432,680	346,432,680
実験動物飼育管理業務委託（築地）	168,062,400	168,062,400
定期健康診断業務委託（築地・柏）	128,280,900	128,280,900
被服等集配付洗濯業務委託	197,604,000	197,604,000
寝具賃貸借・交換業務及びベッドメイク等業務委託	239,580,000	239,580,000
多施設共同、非盲検無作為化第Ⅲ相、医師主導治験における中央事務局支援業務	139,821,000	24,399,961
乳癌に対する多施設共同、非盲検無作為化第Ⅲ相、医師主導治験における中央事務局支援業務	676,926,230	84,336,808
消化管内分泌癌に対する多施設共同、非盲検無作為化第Ⅲ相、医師主導治験における中央事務局支援業務　※再公告	268,542,940	222,892,940
多施設共同、二重盲検無作為化第Ⅱ相、医師主導治験における中央事務局支援業務　※再公告	314,119,218	260,714,218
陽子線治療システム運転維持管理業務委託	312,576,000	156,288,000
特殊建物・設備総合維持管理業務委託（柏地区）	990,000,000	990,000,000
清掃業務委託（柏地区）	396,000,000	396,000,000
手術・中材・内視鏡室及び消毒等業務委託（東病院）	479,952,000	199,980,000
警備業務委託（東病院）	327,800,000	218,533,334
療養環境整備業務委託（寝具賃貸借、白衣等洗濯及びベッドメイク業務委託）　委託費	113,147,100	113,147,100
柏の葉パークサイド２階外来拡張区画貸室定期賃貸借	323,899,800	232,128,190
陽子線治療システム保守	199,815,000	199,815,000
ＶＡＲＩＡＮ社製放射線治療システム（ＴＲＵＥＢＥＡＭ）保守業務	211,497,000	176,662,200
ＶＡＲＩＡＮ社製放射線治療システム保守	200,072,620	105,492,836
シーメンス社製放射線装置保守	311,302,200	103,767,400
電子カルテ保守	541,639,200	185,483,680
ＶＡＲＩＡＮ社製放射線治療システム（Halcyon）保守業務	244,569,600	244,569,600
超小型サイクロトロンシステム保守	199,815,000	199,815,000
フィリップス製放射線装置保守	130,625,000	130,625,000
医事管理課業務委託	722,660,400	602,217,000
ＣＴ／Angio装置	362,890,000	362,890,000
都市ガス需給契約	343,310,624	152,105,550

XII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

国立研究開発法人国立循環器病研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立循環器病研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（http://www.ncvc.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

㈱　貸借対照表等の計数は百万円未満を四捨五入しているので、合計と端数において合致しないものがあります。

令和７年10月10日

大阪府吹田市岸部新町６番１号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長　大津　欣也

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	8,524	運営費交付金債務㈱	131
有価証券	3,000	預り寄附金㈱	157
医業未収金	5,162	一年以内返済長期借入金	2,376
貸倒引当金	△ 15	買掛金	1,848
未収金	278	未払金	2,395
医薬品	140	一年以内支払リース債務	291
診療材料	1	未払消費税等	51
給食用材料	3	前受金	759
貯蔵品	41	預り金	411
前払費用	164	引当金	
その他流動資産	36	賞与引当金	731
流動資産合計	17,335	その他流動負債	2
Ⅱ　固定資産		流動負債合計	9,151
1　有形固定資産		Ⅱ　固定負債	
建物	29,815	資産見返負債㈱	
減価償却累計額	△ 4,539	資産見返運営費交付金	507
建物附属設備	26,428	資産見返補助金等	289
減価償却累計額	△ 10,966	資産見返寄附金	116
構築物	820	長期借入金	37,337
減価償却累計額	△ 301	長期未払金	526
医療用器械備品	11,602	リース債務	28
減価償却累計額	△ 10,366	引当金	
その他器械備品	9,669	退職給付引当金	4,163
減価償却累計額	△ 8,372	資産除去債務	444
車両	38	固定負債合計	43,408
減価償却累計額	△ 38	負債合計	52,560
放射性同位元素	46	純資産の部	
減価償却累計額	△ 46	Ⅰ　資本金	
土地	8,205	政府出資金	28,692
有形固定資産合計	51,996	資本金合計	28,692
2　無形固定資産		Ⅱ　資本剰余金	
ソフトウェア	75	資本剰余金	6,662
特許権	1	その他行政コスト累計額㈱	
電話加入権	0	減価償却相当累計額（△）	△ 4,730
無形固定資産合計	76	除売却差額相当累計額（△）	△ 3,407
3　投資その他の資産		資本剰余金合計	△ 1,476
長期貸付金	3	Ⅲ　繰越欠損金	
破産更生債権等	70	当期未処理損失	△ 6,307
貸倒引当金	△ 70	（うち当期総損失）	△ 625
長期前払費用	25	繰越欠損金合計	△ 6,307
退職給付引当金見返㈱	4,035	純資産合計	20,909
投資その他の資産合計	4,063	負債純資産合計	73,469
固定資産合計	56,134		
資産合計	73,469		

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費		運営費交付金収益㈱	3,762
給与費	13,044	補助金等収益㈱	224
材料費	12,568	業務収益	
委託費	2,007	医業収益	29,803
設備関係費	6,370	研修収益	44
経費	3,764	研究収益	2,904
一般管理費		寄附金収益㈱	407
給与費	662	資産見返負債戻入㈱	
経費	248	資産見返運営費交付金戻入	295
減価償却費	36	資産見返補助金等戻入	505
財務費用	56	資産見返寄附金戻入	43
その他経常費用	68	財務収益	6
経常費用合計	38,823	退職給付引当金見返に係る収益㈱	20
臨時損失		その他経常収益	193
固定資産除却損	9	経常収益合計	38,206
		経常損失	△ 618
		臨時利益	
		その他臨時利益	1
		当期純損失	△ 625
		当期総損失	△ 625

損失の処理に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△　6,307	Ⅱ　時期繰越欠損金	△　6,307
当期総損失	△　625		
前期繰越欠損金	△　5,682		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～47年
建物附属設備	６～18年
構築物	４～15年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～15年
車両	５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）によっております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。診療行為は継続的に役務を提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されるため、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　43,390,000円

２．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については公債、預金及び金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入を行っております。

診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

また、有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、合同運用指定金銭信託を保有することとし、株式等は保有しておりません。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

３．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　長期借入金	(39,713,413,000)	(33,224,412,833)	(△6,489,000,167)

（注１）負債に計上されているものは（　）で示しております。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び決算日における国債利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産に係る金額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　4,851,670,124円

Ⅲ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	39,487,422,310円
自己収入等	△33,295,568,739円
機会費用	411,387,983円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	6,603,241,554円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.49％で計算しております。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．経常費用の内訳

給与費のうち、引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	731,463,201円
退職給付引当金繰入額	△242,657,394円
経費のうち、引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	21,430,234円

２．財務費用の内訳

支払利息	56,346,419円

３．臨時利益及び臨時損失の内訳

臨時損失に計上した8,814,322円のうち1,309,002円はワークステーションの除却に伴う固定資産除却損であります。

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	8,524,013,061円
現金及び預金勘定のうち定期預金	0円
資金期末残高	8,524,013,061円

２．重要な非資金取引

寄附の受入による資産等の取得	42,834,344円

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当センターは、役職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．退職一時金制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,710,971,026円
勤務費用	429,542,601円
利息費用	0円
数理計算上の差異の当期発生額	△672,199,995円
退職給付の支払額	△305,698,846円
過去勤務費用の当期発生額	0円
期末における退職給付債務	4,162,614,786円

⑵　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	4,162,614,786円
未認識数理計算上の差異	0円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	4,162,614,786円
退職給付引当金	4,162,614,786円

⑶　退職給付に関連する損益

勤務費用	429,542,601円
利息費用	0円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△672,199,995円
過去勤務費用の当期費用処理額	0円
合計	△242,657,394円

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎	割引率1.5％

Ⅶ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当センターは、所有する医療用器械備品及びその他器械備品の処分時における処理費用等について資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に６年と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを採用しており、△0.252％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	444,733,182円
時の経過による調整額	△1,120,728円
期末残高	443,612,454円

Ⅷ．収益認識関係

当センターは、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当センターの一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究事業、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。

上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、研究事業が2,030,380,633円、臨床研究事業が873,898,447円、診療事業が29,802,810,583円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首	期末
前受金 契約負債	897,757,497	753,105,138

契約負債は主に、研究について契約に基づき顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首時点の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、489,958,641円であります。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅸ．重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。

（単位：円）

契　約　内　容	契　約　額	翌事業年度以降の支払金額
建物賃貸借契約（看護師宿舎借上）	1,491,682,064	710,424,000
医事室等業務委託	1,630,377,760	671,383,900
院内清掃業務委託契約	591,030,000	607,975,500
盛付・配膳等業務委託契約	554,202,000	307,890,000

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（https://www.ncnp.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

㈱　貸借対照表等の計数は百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがあります。

令和７年10月10日

東京都小平市小川東町四丁目１番１号
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
理事長　中込　和幸

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	5,682	運営費交付金債務	319
有価証券	1,000	預り施設費	2,727
医業未収金	1,978	預り寄附金	164
貸倒引当金	△ 2	一年以内返済長期借入金	139
未収金	1,907	買掛金	803
医薬品	48	未払金	1,969
診療材料	18	一年以内支払リース債務	13
給食用材料	0	未払消費税等	177
貯蔵品	16	前受金	89
前渡金	7	預り金	524
前払費用	54	未払費用	0
その他流動資産	5	引当金	
流動資産合計	10,715	賞与引当金	508
Ⅱ　固定資産		その他流動負債	1
1　有形固定資産		流動負債合計	7,434
建物	20,305	Ⅱ　固定負債	
減価償却累計額	△ 12,362	資産見返負債	
減損損失累計額	△ 47	資産見返運営費交付金	230

構築物		449
減価償却累計額	△	343
医療用器械備品		2,627
減価償却累計額	△	2,452
その他器械備品		10,436
減価償却累計額	△	9,008
車両		1
減価償却累計額	△	1
土地		18,705
建設仮勘定		2,392
その他有形固定資産		3
有形固定資産合計		30,705
2　無形固定資産		
ソフトウェア		232
特許権		7
電話加入権		0
特許権仮勘定		37
無形固定資産合計		276
3　投資その他の資産		
退職給付引当金見返		3,342
破産更生債権等		10
貸倒引当金	△	10
その他投資資産		8
投資その他の資産合計		3,350
固定資産合計		34,331
資産合計		45,046

資産見返補助金等		69
資産見返寄附金		98
建設仮勘定見返施設費		2,392
長期借入金		1,210
リース債務		21
引当金		
退職給付引当金		3,550
資産除去債務		280
固定負債合計		7,850
負債合計		15,284
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		37,330
資本金合計		37,330
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金		4,889
その他行政コスト累計額		
減価償却相当累計額（△）	△	9,953
減損損失相当累計額（△）	△	2
利息費用相当累計額（△）	△	33
除売却差額相当累計額（△）	△	90
資本剰余金合計	△	5,189
Ⅲ　繰越欠損金		
当期未処理損失	△	2,378
（うち当期総損失）	（△	424）
繰越欠損金合計	△	2,378
純資産合計		29,762
負債純資産合計		45,046

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費		運営費交付金収益	3,663
給与費	8,521	補助金等収益	223
材料費	4,907	業務収益	
委託費	3,450	医業収益	11,841
設備関係費	1,755	研修収益	43
経費	1,615	研究収益	5,049
その他	1	寄附金収益	49
一般管理費		資産見返負債戻入	
給与費	21	資産見返運営費交付金戻入	59
設備関係費	75	資産見返補助金等戻入	31
経費	823	資産見返寄附金戻入	61
財務費用	0	施設費収益	78
その他経常費用	5	財務収益	2
経常費用合計	21,173	退職給付引当金見返に係る収益	△ 435
臨時損失		その他経常収益	107
固定資産除却損	23	経常収益合計	20,771
		経常損失	△ 402
		臨時利益	
		その他臨時利益	2
		当期純損失	△ 424
		当期総損失	△ 424

損失の処理に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△ 2,378	Ⅱ　次期繰越欠損金	△ 2,378
当期総損失	△ 424		
前期繰越欠損金	△ 1,955		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）に基づき業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～39年
構築物	９～60年
医療用器械備品	４～15年
その他器械備品	４～20年
車両	４～５年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券については、償却原価法（定額法）を採用しております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。診療行為は継続的に役務を提供しており履行義務は一定の期間にわたり充足されるため、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　1,348,844,000円

２．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金及び合同運用指定金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。借入金の使途は、事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って資金調達を行っております。資金運用にあたっては、独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、合同運用指定金銭信託のみを保有することとし、株式等を保有しておりません。

また、当法人の診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

３．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額①	時　　価②	差額（②―①）
⑴　長期借入金	(1,348,844,000)	(1,265,897,149)	(△82,946,851)

（注１）　負債に計上されているものは（　）で示しております。

（注２）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産にかかる金額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産にかかる金額　8,014,932,086円

Ⅲ．行政コスト計算書

１．国民の負担に帰せられるコスト

①　行政コスト	21,679,111,683円
②　自己収入等	△17,032,532,424円
③　機会費用	569,627,454円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	5,216,206,713円

２．機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　医業収益	15,057,306円
②　研究収益	160,720,748円
③　研修収益	939,194円
④　その他業務収益	100,000円
合計	176,817,248円

２．経常費用の内訳

①　給与費のうち、引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	442,491,546円
退職給付引当金繰入額	△430,519,829円
②　設備関係費のうち、減価償却費	1,033,490,176円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	5,682,386,870円
資金期末残高	5,682,386,870円

２．重要な非資金取引

現物寄附による資産等の取得　95,348,377円

ファイナンス・リースによる資産の取得　39,243,600円

Ⅵ．退職給付引当金

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　退職一時金制度

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区　分	令和７年３月31日現在
期首における退職給付債務	4,170,768,145円
勤務費用	328,587,469円
利息費用	0円
数理計算上の差異の当期発生額	△　759,107,298円
退職給付の支払額	△　190,423,734円
期末における退職給付債務	3,549,824,582円

２．退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区　分	令和７年３月31日現在
非積立型制度の未積立退職給付債務	3,549,824,582円
小計	3,549,824,582円
未認識数理計算上の差異	0円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,549,824,582円
退職給付引当金	3,549,824,582円

３．退職給付費用に関する損益

区　分	令和７年３月31日現在
勤務費用	328,587,469円
利息費用	0円
数理計算上の差異の損益処理額	△　759,107,298円
過去勤務債務の当期費用処理額	0円
退職給付費用	△　430,519,829円

４．数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	令和７年３月31日現在
割引率	1.40％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

Ⅶ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

当法人は、所有する研究機器の処分時における「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づく除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間を133ヶ月及び137ヶ月と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考にしており、1.119％及び1.151％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	280,000,000円
時の経過による調整額	0円
期末残高	280,000,000円

Ⅷ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。

上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、研究事業が3,899百万円、診療事業が11,841百万円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅸ．重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下の通りです。

（単位：円）

契　約　内　容	契約金額	翌期以降支払金額
アルツハイマー病疾患修飾薬全国臨床レジストリ研究における遺伝子型解析、リン酸化タウ濃度測定及び関連業務一式	362,560,264	310,765,941

Ⅹ．重要な後発事象

該当事項はありません。

国立研究開発法人国立国際医療研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（http://www.ncgm.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年10月10日

東京都新宿区戸山１―21―１
国立健康危機管理研究機構
理事長　國土　典宏

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	5,281	預り施設費	195
有価証券	300	預り補助金等	86
医業未収金	5,956	預り寄附金	474
貸倒引当金	△ 54	一年以内返済長期借入金	1,138
未収金	3,120	買掛金	1,661
医薬品	198	未払金	6,859
診療材料	241	一年以内支払リース債務	61
給食用材料	9	前受金	593
貯蔵品	16	預り金	546
前渡金	130	未払費用	3
前払費用	33	引当金	
未収収益	0	賞与引当金	1,562
未収消費税等	728	流動負債合計	13,178
その他流動資産	4	Ⅱ　固定負債	
流動資産合計	15,961	資産見返負債	
Ⅱ　固定資産		資産見返運営費交付金	663
１　有形固定資産		資産見返補助金等	695
建物	55,226	資産見返寄附金	449
減価償却累計額	△ 30,090	建設仮勘定見返施設費	71
構築物	1,302	資産見返物品受贈額	7
減価償却累計額	△ 755	長期借入金	9,544
医療用器械備品	16,026	リース債務	249
減価償却累計額	△ 12,691	引当金	
その他器械備品	15,255	退職給付引当金	7,655
減価償却累計額	△ 10,656	環境対策引当金	70
車両	31	資産除去債務	54
減価償却累計額	△ 22	その他固定負債	2,350
土地	35,308	固定負債合計	21,808
建設仮勘定	295	負債合計	34,986
その他有形固定資産	57	純資産の部	
有形固定資産合計	69,286	Ⅰ　資本金	
２　無形固定資産		政府出資金	67,888
ソフトウェア	1,393	資本金合計	67,888
特許権	8	Ⅱ　資本剰余金	
電話加入権	0	資本剰余金	7,402
特許権仮勘定	9	その他の行政コスト累計額	
無形固定資産合計	1,410	減価償却相当累計額（△）	△ 8,029
３　投資その他の資産		除売却差額相当累計額（△）	△ 744
退職給付引当金見返	7,574	資本剰余金合計	△ 1,370
破産更生債権等	171	Ⅲ　繰越欠損金	
貸倒引当金	△ 171	当期未処理損失	△ 7,256
災害備蓄在庫	17	（うち当期総損失）	（△ 2,362）
投資その他の資産合計	7,591	繰越欠損金合計	△ 7,256
固定資産合計	78,287	純資産合計	59,263
資産合計	94,248	負債純資産合計	94,248

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	79,262	運営費交付金収益	33,717
給与費	22,092	補助金等収益	1,276
材料費	11,559	業務収益	42,946
委託費	36,476	医業収益	34,663
設備関係費	6,189	研修収益	207
経費	2,945	研究収益	7,743
その他	1	教育収益	333
一般管理費	1,331	寄附金収益	223
給与費	840	資産見返負債戻入	503
材料費	2	資産見返運営費交付金戻入	199
委託費	183	資産見返補助金等戻入	192
設備関係費	125	資産見返寄附金戻入	111
経費	180	資産見返物品受贈額戻入	0
財務費用	34	施設費収益	15
その他経常費用	138	退職給付引当金見返に係る収益	△ 1,131
経常費用合計	80,766	財務収益	18
経常損失	△ 2,319	その他経常収益	879
臨時損失	49	経常収益合計	78,447
固定資産除却損	46	臨時利益	5
賠償金負担金	3	その他臨時利益	5
その他臨時損失	0	当期純損失	△ 2,362
		当期総損失	△ 2,362

損失の処理に関する書類

（令和７年８月４日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△ 7,256	Ⅱ　次期繰越欠損金	△ 7,256
当期総損失	△ 2,362		
前期繰越欠損金	△ 4,893		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	３～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

サイクロトロン等の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当事業年度末における保証債務の総額　2,415,178,214円

２．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については預金及び合同運用指定金銭信託に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。

３．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴有価証券	300	300	—
合同運用指定金銭信託	300	300	—
⑵長期借入金	(10,682)	(10,302)	380

注１　負債に計上されているものは（　）で示しております。

注２　長期借入金は、１年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

注３　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

有価証券

合同運用指定金銭信託については、預金と同様の性格を有し短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、帳簿価額によっております。

４．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、インプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　（単位：百万円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期借入金	—	(10,302)	—	(10,302)

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

⑴　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類より算定しております。

５．その他行政コスト累計額のうち、出資財源資産に係る金額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　5,275,352,703円

６．その他の固定負債に関する事項

当センターでは民間事業者より職員用宿舎について負担付贈与を受けております。

その他固定負債に計上した2,349,665,221円は、当事業年度末時点で本件宿舎の賃貸借契約を終了した場合に当センターが負担する償還義務（事業者への支払義務）相当額であります。

Ⅲ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

①　行政コスト	81,295,469,356円
②　自己収入等	△43,993,121,215円
③　機会費用	989,685,451円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	38,292,033,592円

２．機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　医業収益	66,524,605円
②　研修収益	113,460,517円
③　研究収益	1,944,209,065円
④　その他経常収益	48,538,792円
合計	2,172,732,979円

２．経常費用の内訳

①　給与費のうち、引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	1,366,511,635円
退職給付引当金繰入額	△1,166,887,798円
②　設備関係費のうち、減価償却費	4,686,600,351円
③　経費のうち、貸倒引当金繰入額	59,944,904円

３．財務費用の内訳

支払利息	34,485,859円

４．その他の臨時利益の内訳

①　保険金の受取り	5,181,071円
合計	5,181,071円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	5,280,947,163円
資金期末残高	5,280,947,163円

２．重要な非資金取引

①　寄附の受入による資産の取得	8,521,851円
②　ファイナンス・リースによる資産の取得	0円

Ⅵ．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当センターは、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　退職一時金制度

①　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	令和７年３月31日現在
期首における退職給付債務	9,308,624,891円
勤務費用	811,258,850円
利息費用	0円
数理計算上の差異の当期発生額	△1,157,202,870円
退職給付の支払額	△485,629,851円
過去勤務費用の当期発生額	△821,620,136円
期末における退職給付債務	7,655,430,884円

②　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区分	令和７年３月31日現在
非積立型制度の未積立退職給付債務	8,812,633,754円
小計	8,812,633,754円
未認識数理計算上の差異	△1,157,202,870円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,655,430,884円
退職給付引当金	7,655,430,884円

③　退職給付に関連する損益

区分	令和７年３月31日現在
勤務費用	811,258,850円
利息費用	0円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,157,202,870円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△821,620,136円
退職給付費用	△1,167,564,156円

④　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

区分	令和７年３月31日現在
割引率	1.7%

（追加情報）

当事業年度に、労使交渉を経て令和７年４月１日を施行日とする就業規則等の改定を行い、60歳から65歳への定年年齢の段階的引き上げを行っております。

この制度改正に伴い、当事業年度末において、退職給付債務が822百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

Ⅶ．資産除去債務に係る注記事項

１．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されているもの

⑴　資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当センターは、放射線発生装置、血液照射装置の処理費用等につき資産除去債務を計上しております。

⑵　支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、支出発生までの見込期間を３～６年と見積もり、割引率は0.170～0.470％を使用しております。

⑶　資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	53,654,751円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
見積りの変更による増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務履行に伴う減少額	0円
期末残高	53,654,751円

２．資産除去債務のうち、貸借対照表に計上されていないもの

当センターは、当センターが運営する国立看護大学校の土地について、他の独立行政法人と土地賃貸借契約を締結しており、当該賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

現在、主務大臣から指示される第３期中長期目標（令和３年４月から令和９年３月）において、国立看護大学校の廃止や移転等は明記されておらず、当センターが作成した第３期中長期計画（令和３年４月から令和９年３月）においても、国立看護大学校の廃止や移転等は計画しておりません。さらに、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」第16条の「国立国際医療研究センターの業務の範囲」において、「六　国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。」と、国立看護大学校の設置と運営が明記されているため、国立看護大学校の廃止や移転が行われるとしても、主務省等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該債務に関連する建物の撤去ならびに退去の時期を決定することができず、また、現時点で移転等が行われる予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅷ．重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。

（単位：円）

契　約　内　容	契約金額	翌事業年度以降の支払額
保育所運営業務委託　一式	329,947,200	65,989,440
統合型医療情報基盤ネットワーク保守業務　一式	268,620,000	53,724,000
病院情報システムオペレーション業務	371,052,000	123,684,000
国立看護大学校構内情報システム賃貸借　一式	114,048,000	68,428,800
自動採血管準備装置賃貸借　一式	107,657,880	90,374,130
検体検査搬送システム賃貸借　一式	201,382,104	165,421,014
院内総合滅菌管理業務　一式	455,400,000	227,700,000
医事業務委託　一式（戸山）	1,096,920,000	731,280,000
医事業務委託　一式（国府台）	609,048,000	406,032,000
外来クラーク業務委託　一式（センター病院）	399,564,000	266,376,000
人間ドックセンター及びトラベルクリニックにおける健康診断等受付事務業務委託	262,548,000	175,032,000
難病難病ゲノム利活用システム運用支援・保守業務　一式	148,940,000	148,940,000
放射線機器保守一括契約　一式	331,452,000	331,452,000
生体機能高分解能解析自動クライオ電子顕微鏡システム一式	999,900,000	999,900,000
令和７年度戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）「統合型ヘルスケアシステムの構築」における研究推進法人業務	142,780,000	142,780,000
ヒトゲノム解析サーバー機器（ＤＥＬＬ製品）保守業務委託一式	245,877,852	245,877,852

Ⅸ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、7,232百万円及び33,271百万円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ⅹ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

「国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第46号）」（以下、「法律」という。）に基づき、法律の施行の時（令和７年４月１日）に、当センターは国立感染症研究所と統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）が成立しました。

これにより、当センターは同日に解散し、当センターの権利及び義務は、国が承継する資産を除き、機構に承継されました。

Ⅺ．重要な後発事象

該当事項ありません

国立研究開発法人国立成育医療研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（https://www.ncchd.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

令和７年10月10日

東京都世田谷区大蔵二丁目10番１号
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
理事長　五十嵐　隆

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	6,185	運営費交付金債務(注)	599
有価証券	2,000	預り寄附金(注)	900
医業未収金	4,513	一年以内返済長期借入金	1,310
貸倒引当金	△ 7	買掛金	1,020
未収金	891	未払金	2,644
医薬品	142	一年以内支払リース債務	98
診療材料	13	未払費用	0
給食用材料	5	未払消費税等	29
貯蔵品	33	前受金	168
前払費用	2	預り金	404
未収収益	1	引当金	
その他流動資産	43	賞与引当金	884
流動資産合計	13,821	その他流動負債	64
Ⅱ　固定資産		流動負債合計	8,121
1　有形固定資産		Ⅱ　固定負債	
建物	27,111	資産見返負債(注)	
減価償却累計額	△ 13,814	資産見返運営費交付金	184
構築物	317	資産見返補助金等	257
減価償却累計額	△ 187	資産見返寄附金	585

医療用器械備品	9,788
減価償却累計額	△ 7,412
その他器械備品	4,780
減価償却累計額	△ 3,802
車両	56
減価償却累計額	△ 56
土地	23,796
建設仮勘定	20
その他有形固定資産	3
減価償却累計額	△ 2
有形固定資産合計	40,599
2　無形固定資産	
ソフトウェア	679
電話加入権	0
特許権	0
商標権	1
無形固定資産合計	680
3　投資その他の資産	
破産更生債権等	28
貸倒引当金	△ 28
長期前払費用	3
退職給付引当金見返㈱	4,858
投資その他の資産合計	4,861
固定資産合計	46,140
資産合計	59,960

建設仮勘定見返施設費	15
資産見返物品受贈額	8
長期借入金	6,089
リース債務	65
引当金	
退職給付引当金	5,366
資産除去債務	55
固定負債合計	12,624
負債合計	20,744
純資産の部	
Ⅰ　資本金	
政府出資金	36,383
資本金合計	36,383
Ⅱ　資本剰余金	
資本剰余金	5,759
その他行政コスト累計額㈱	△ 5,562
減価償却相当累計額（△）	△ 5,150
除売却差額相当累計額（△）	△ 412
資本剰余金合計	197
Ⅲ　利益剰余金	
前中長期目標期間繰越積立金	2,803
当期未処理損失	△ 166
（うち当期総損失）	（△166）
利益剰余金合計	2,636
純資産合計	39,216
負債純資産合計	59,960

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用	
業務費	30,018
給与費	14,191
材料費	7,071
委託費	3,538
設備関係費	3,192
経費	2,026
一般管理費	857
給与費	743
経費	112
減価償却費	2
財務費用	21
その他経常費用	47
経常費用合計	30,944
臨時損失	
固定資産除却損	29
その他臨時損失	2

経常収益	
運営費交付金収益㈱	3,642
補助金等収益㈱	657
業務収益	25,576
医業収益	23,059
研修収益	36
研究収益	2,481
寄附金収益㈱	129
資産見返負債戻入㈱	177
資産見返運営費交付金戻入	36
資産見返補助金等戻入	59
資産見返寄附金戻入	78
資産見返物品受贈額戻入	4
退職給付引当金見返に係る収益㈱	224
財務収益	1
その他経常収益	403
経常収益合計	30,809
経常損失	△ 135
臨時利益	
その他臨時利益	0
当期純損失	△ 166
当期総損失	△ 166

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損失の処理に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失		Ⅱ　損失処理額	
当期総損失	△ 166	前中長期目標期間繰越積立金取崩額	166

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
構築物	５～40年
医療用器械備品	２～20年
その他器械備品	２～20年
車両	５～６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５～６年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

８．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表

１．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　432百万円

２．金融商品の状況に関する事項

当センターは、資金運用については預金及び合同運用指定金銭信託に限定し、また資金調達については財政融資資金からの借入によっております。

また、当センターの診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達のみを行っております。

３．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、医業未収金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期借入金	(7,398)	(7,157)	241

注１．負債に計上されているものは（　）で示しております。

注２．時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△4,139百万円

Ⅲ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	31,360百万円
自己収入等	△25,759百万円
機会費用	546百万円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	6,147百万円

２．機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

Ⅳ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　医業収益	90百万円
②　研究収益	180百万円
③　研修収益	2百万円
④　業務収益	26百万円
合計	297百万円

２．経常費用の内訳

①　給与費のうち、引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	884百万円
退職給付引当金繰入額	271百万円
②　設備関係費のうち、減価償却費	
減価償却費	2,278百万円
③　経費のうち、引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額（△戻入額）	4百万円

３．財務費用の内訳

支払利息	21百万円

Ⅴ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	6,185百万円
資金期末残高	6,185百万円

２．重要な非資金取引

該当事項はありません。

Ⅵ．退職給付引当金

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

⑵　退職一時金制度

１．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表　（単位：百万円）

区　分	令和７年３月31日現在
期首における退職給付債務	5,553
勤務費用	546
利息費用	28
数理計算上の差異の当期発生額	△ 302
退職給付の支払額	△ 458
期末における退職給付債務	5,366

２．退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表　（単位：百万円）

区　分	令和７年３月31日現在
非積立型制度の未積立退職給付債務	5,366
未認識数理計算上の差異	—
未認識過去勤務費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,366
退職給付引当金	5,366

３．退職給付に関する損益　（単位：百万円）

区　分	令和７年３月31日現在
勤務費用	546
利息費用	28
数理計算上の差異の当期費用処理額	△ 302
過去勤務費用の当期費用処理額	—
退職給付費用	271

４．数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	令和７年３月31日現在
割引率	0.5％

Ⅶ．資産除去債務

１．資産除去債務の概要

当センターは、所有する医療用器械備品の処分時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用につき資産除去債務を計上しております。

２．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたっては、有形固定資産の見積残存使用可能期間を参考に、取得時からの使用見込期間を４～６年と見積っております。

割引率は当該使用見込期間に見合う国債の利回りを採用しており、0.256％～0.688％となっております。

３．当事業年度における資産除去債務の総額の増減　（単位：百万円）

期首残高	55
時の経過による調整額	—
資産の除去による履行額	—
期末残高	55

Ⅷ．不要財産に係る国庫納付関係

該当事項はありません。

Ⅸ．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、臨床研究事業及び診療事業であり、各事業の主なサービス等の種類は受託研究に係るサービス成果、診療行為に係るサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、2,366百万円及び23,059百万円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

⑴　契約資産及び契約負債の残高等　（単位：百万円）

	当事業年度	
	期首	期末
医業未収金 顧客との契約から生じた債権	4,038	4,036
契約資産	600	477
前受金 契約負債	142	160

契約資産は、医業収益において診療行為の提供に応じて認識した収益に係る未請求の履行義務に係る対価に対する当法人の権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、受託研究について、契約に基づき顧客からうけとった対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

期首時点の契約負債残高のうち、当事業年度に認識した収益の額は、111百万円であります。

⑵　残存履行義務に配分した取引価格

重要性が乏しいため記載を省略しております。

Ｘ．重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。　（単位：百万円）

契約内容	契約金額	翌事業年度以降の支払金額
病院情報システム更新一式（電子カルテシステム）	2,860	993
医事等業務委託契約	876	398
物品管理業務委託（ＳＰＤ等業務委託）一式	3,829	1,596
一般寝具・当直寝具の賃貸借契約	266	89
マイクロソフトライセンスの包括契約	397	146
ビルメンテナンス総合管理業務委託	727	242
ベッドセンター業務委託	122	51
院外・院内滅菌洗浄管理等業務委託	459	191
検体検査業務委託	4,549	3,917
SomaScan Assayを用いたプロテオーム解析委託	164	131
実験動物飼育管理業務委託契約	190	190
給食・食器洗浄業務委託	872	872
感染性廃棄物等収集運搬処理業務委託	228	190
院内等清掃業務委託	342	342
2024年試薬一式の調達（落札分）	181	45
小児病棟、周産期、急性期における看護補助業務	161	161

Ⅺ．重要な後発事象

該当事項はありません。

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターのホームページ（https://www.ncgg.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

㈱　貸借対照表等の計数は百万円未満を四捨五入しているので、合計と端数において合致しないものがあります。

令和７年10月10日

愛知県大府市森岡町７―430
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
理事長　荒井　秀典

貸借対照表

（令和７年３月31日）　（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
Ⅰ　流動資産		Ⅰ　流動負債	
現金及び預金	1,906	運営費交付金債務	412
医業未収金	1,328	預り寄附金	191
貸倒引当金	△ 1	一年以内返済長期借入金	520
未収金	189	買掛金	418
医薬品	76	未払金	1,487
診療材料	7	一年以内支払リース債務	26
給食用材料	3	未払消費税等	―
貯蔵品	7	契約負債	156
前渡金	0	前受金	6
前払費用	34	預り金	234
未収収益	0	未払費用	1
その他流動資産	52	引当金	
流動資産合計	3,603	賞与引当金	360
Ⅱ　固定資産		流動負債合計	3,811
1　有形固定資産		Ⅱ　固定負債	
建物	18,342	資産見返負債	
減価償却累計額	△ 6,957	資産見返運営費交付金	423
減損損失累計額	△ 20	資産見返補助金等	850
構築物	379	資産見返寄附金	41
減価償却累計額	△ 219	長期借入金	8,852

医療用器械備品		2,989
減価償却累計額	△	2,468
減損損失累計額	△	18
その他器械備品		6,096
減価償却累計額	△	5,347
減損損失累計額	△	0
車両		8
減価償却累計額	△	8
土地		3,294
その他有形固定資産		7
減価償却累計額	△	0
有形固定資産合計		16,076
2　無形固定資産		
ソフトウエア		223
電話加入権		0
特許権		0
その他無形固定資産		2
無形固定資産合計		225
3　投資その他の資産		
長期性預金		1,000
破産更生債権等		5
貸倒引当金	△	5
長期前払費用		9
長期貸付金		5
返還免除引当金	△	5
退職給付引当金見返		1,564
投資その他の資産合計		2,574
固定資産合計		18,875
資産合計		22,479

長期未払金	684
リース債務	135
引当金	
退職給付引当金	1,722
環境対策引当金	107
固定負債合計	12,815
負債合計	16,626
純資産の部	
Ⅰ　資本金	
政府出資金	10,334
資本金合計	10,334
Ⅱ　資本剰余金	
資本剰余金	4,708
その他行政コスト累計額	
減価償却相当累計額（△）	△ 4,838
除売却差額相当累計額（△）	△ 1,960
資本剰余金合計	△ 2,089
Ⅲ　繰越欠損金	
当期未処理損失	△ 2,391
（うち当期総損失）	（△ 757）
繰越欠損金合計	△ 2,391
純資産合計	5,853
負債純資産合計	22,479

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	13,031	運営費交付金収益	2,645
給与費	6,004	補助金等収益	154
材料費	2,808	業務収益	9,690
委託費	684	医業収益	8,411
経費	2,106	研修収益	125
設備関係費	1,428	研究収益	1,141
その他	0	その他業務収益	12
一般管理費	712	寄附金収益	17
給与費	616	資産見返負債戻入	195
経費	94	資産見返運営費交付金戻入	118
減価償却費	2	資産見返補助金等戻入	62
財務費用	40	資産見返寄附金戻入	15
その他経常費用	31	退職給付引当金見返に係る収益	295
経常費用合計	13,814	財務収益	2
臨時損失	80	その他経常収益	44
固定資産除却損	1	経常収益合計	13,042
賠償金負担額	7	経常損失	△ 772
過年度損益修正損	71	臨時利益	94
		受取保険金	11
		過年度損益修正益	83
		その他臨時利益	1
		当期純損失	△ 757
		当期総損失	△ 757

損失の処理に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△ 2,391	Ⅱ　次期繰越欠損金	△ 2,391
当期総損失	△ 757		
前期繰越欠損金	△ 1,634		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～47年
構築物	９～50年
医療用器械備品	２～15年
その他器械備品	２～15年
車両	６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。

また、退職手当一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされる退職一時金については退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

６．環境対策引当金の計上基準

サイクロトロン等の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

７．返還免除引当金の計上基準

将来の看護学生奨学金の返還免除による損失に備えるため、返還免除の実績率により回収不能見込額を計上しています。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　病院の診療に係る収益

病院の診療に係る収益は、主に健康保険等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

⑵　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国立研究開発法人から支出された委託費であり、委託契約等に基づいて報告書等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務について、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断した場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、当該履行義務は、報告書等を引き渡す一時点において、顧客が当該報告書等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

Ⅱ．貸借対照表

１．契約資産の残高等

	期　首　残　高	期　末　残　高
顧客との契約から生じた債権	1,355,858,464円	1,323,497,277円
医業未収金	1,355,858,464円	1,323,497,277円
契約資産	4,712,492円	4,534,281円

契約資産は、当期末時点で診療が完了しているものの、審査支払機関への請求を保留している当法人の権利に関するものです。契約資産は審査支払機関に対する請求が可能となり、対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。なお、契約資産は、貸借対照表上、流動資産の「医業未収金」に含めて表示しております。

２．高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第８条第７項に基づく当該事業年度末における保証債務の総額　10,348,650円

３．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金及び特約付定期預金に限定しており、資金調達については財政融資資金からの借入によっています。

また、当法人の診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っています。

なお、借入金の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っています。

４．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、医業未収金、未収金、未払金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴長期性預金	1,000,000,000	989,426,400	△10,573,600
⑵長期借入金	(9,371,844,650)	(8,178,214,154)	(△1,193,630,496)
⑶長期未払金	(684,132,480)	(656,221,481)	(△27,910,999)

（注１）負債に計上されているものは（　）で示しています。

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期性預金

長期性預金は、デリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関から提示された価格によっており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

５．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　1,839,662,585円

Ⅲ．損益計算書

１．国又は地方公共団体からの受託による収益の科目別内訳

①　研究収益	72,134,663円
②　研修収益	100,870,350円
合計	173,005,013円

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	1,905,743,034円
現金及び預金勘定のうち定期預金	0円
資金期末残高	1,905,743,034円

２．重要な非資金取引

無償譲与による資産の取得	8,662,390円

Ⅴ．行政コスト計算書

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	14,227,008,491円
自己収入等	△ 9,671,334,157円
機会費用	158,739,624円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	4,714,413,958円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しています。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅵ．退職給付引当金

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職手当一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。

非積立型の退職手当一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,819,619,542円
退職給付費用	304,272,497円
退職給付の支払額	△ 401,979,397円
期末における退職給付引当金	1,721,912,642円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	304,272,497円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額	30,812,001円

Ⅶ．収益認識

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、診療事業、臨床研究事業であり、各事業の主なサービス等の種類は診療行為等のサービス、委託契約等に基づくサービスであります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、8,411,142,065円及び870,437,590円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、156,003,120円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて１年から４年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

Ⅷ．重要な債務負担行為

１．該当事項はありません。

２．職員アパート４棟借り上げのため、最低月額賃料の概ね89～90％相当額を業者に補償しています。

当事業年度末の極度額	855,288,720円
当事業年度負担額	336,045円

Ⅸ．偶発事象

該当事項はありません。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 23 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間について、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年 10 月 10 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額等について

１．⑷①の料金の額等を適用するインターチェンジの入口又は出口	１．⑷①の料金の額等を適用する期間
北陸自動車道 滑川インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月14日から 料金の徴収期間が満了する日まで
東海北陸自動車道 福光インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月14日から 料金の徴収期間が満了する日まで
北陸自動車道 武生インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月15日から 料金の徴収期間が満了する日まで
北陸自動車道 小松インターチェンジの入口及び出口	令和７年10月15日から 料金の徴収期間が満了する日まで

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる下記の建築物について、その所有者等が確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年10月10日　鏡石町長　木賊　正男

１　対象となる特定空家等の概要
(1)　所在地　岩瀬郡鏡石町久来石185番地
(2)　家屋番号　岩瀬郡鏡石町久来石185番の２
(3)　用　途　居宅
(4)　構　造　木造瓦葺平家建
(5)　床面積　158.02平方メートル

２　措置の内容
(1)　１の建築物（居宅）の除却及びその支障となる立木の伐採
(2)　建築物内の動産等の除去

３　命ずるに至った事由
建物が倒壊する恐れが高く、通行人や近隣住民の生命に危険が及ぶ可能性が極めて高いため。

４　措置の期限　令和７年11月10日
期限までに措置が行われないときは、町長又は町長が命じた者若しくは委任した者(以下「町長等」という。)が２の措置を行い、それに要した費用を徴収する。

５　動産等の取扱い
町長等が２の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。
動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、６の問合せ先に通知すること。

６　問合せ先
岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
鏡石町都市建設課　都市グループ
電話　0248―62―2116（直通）

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和７年９月10日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
札幌市豊平区月寒東五条十八丁目一五番二二号
有限会社マエダ産業
清算人　前田世利子

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
北海道滝川市東町三丁目一〇三番地三五
有限会社よろずや結
清算人　丸山　良子

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
北海道河東郡音更町柳町南区一一番地九
有限会社テクサス
清算人　伊藤　哲生

解散公告

当社は、令和７年６月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
北海道札幌市白石区北郷二条十一丁目五番八号
有限会社T・Mプランニング
清算人　藤堂　忠行

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
仙台市青葉区台原四丁目三番二号
有限会社桃太郎サービス
清算人　桃野　文子

解散公告

当法人は、令和７年９月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
宮城県仙台市泉区館四丁目一三番地の一
特定非営利活動法人ＨＡＹ
清算人　相馬　由寛

解散公告

当社は、令和７年８月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
秋田県雄勝郡羽後町杉宮字元稲田一四九番地三
有限会社佐々木製麺所
清算人　佐々木晴康

解散公告

当社は、令和７年８月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
福島県南相馬市原町区国見町三丁目五番地の一九
株式会社三栄屋
代表清算人　渡部　正満

解散公告

当社は、令和７年８月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
栃木県さくら市松山新田一九二番地一
株式会社土地技研
代表清算人　鈴木　卓真

解散公告

当社は、令和７年８月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
茨城県かすみがうら市上佐谷五二一番地
有限会社田﨑綠化
清算人　田﨑　秀明

解散公告

当社は、令和７年８月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
埼玉県川口市幸町二丁目八番一一号二Ｆ
ちよだ情報サービス株式会社
代表清算人　村山　一重

解散公告

当社は、令和７年９月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和７年10月10日
千葉県船橋市山手一丁目一番三号
有限会社ティー・エス
清算人　高野　康裕

解散公告

当社は、令和七年九月五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都昭島市宮沢町二丁目二三番五号

有限会社コトブキ住建

清算人　武井　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ａｎｏｔｅ合同会社

代表清算人　紀伊馬　章

解散公告

当社は、臨時株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都渋谷区宇田川町四〇番一号

株式会社サイバーエージェントＤＸ

代表清算人　宮田　岳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都目黒区中目黒一丁目一〇番二五号

株式会社スプリント・システム

代表清算人　和田　雅人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ジェイ・ケイ・エム

代表清算人　神永　信吾

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都品川区西五反田二―九―七ドルミ五反田アンメゾン四〇七号

株式会社クッシー

代表清算人　大野　雅志

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都青梅市東青梅四丁目二番地の一

エスディーサービス株式会社

代表清算人　志村　実

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都江東区深川二丁目二三番一二号

株式会社リブウェルワールド

代表清算人　中野　憲太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都江東区南砂二丁目四番二四号

有限会社マフィ

清算人　前田　靖夫

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都八王子市大楽寺町四四九番地の一六

有限会社鷲中シーケンス

清算人　中森　英勝

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都新宿区四谷四丁目二五番一〇号

有限会社ミルリーフ

代表清算人　加藤　桂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都狛江市東野川一丁目二九番一二号

株式会社アルティスタ

代表清算人　松浪　信也

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

一般社団法人アンカーシップ

代表清算人　篠田　哲郎

解散公告

当社は、令和七年九月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都狛江市東野川四丁目五番四号

株式会社坪井工務店

代表清算人　坪井　博之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県藤沢市藤が岡二丁目一五番一～二〇二号

合同会社エコテックワールド

清算人　能　明彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県横浜市西区老松町五二番地

有限会社八百昇大澤商店

清算人　大澤　秀一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都昭島市宮沢町二丁目二三番五号

有限会社コトブキ住建

清算人　武井　勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ａｎｏｔｅ合同会社

代表清算人　紀伊馬　章

解散公告

当社は、臨時株主総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都渋谷区宇田川町四〇番一号

株式会社サイバーエージェントＤＸ

代表清算人　宮田　岳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都目黒区中目黒一丁目一〇番二五号

株式会社スプリント・システム

代表清算人　和田　雅人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目四番三九号

株式会社ハート・クオリア

代表清算人　座間安紀夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

川崎市川崎区四谷下町二四番一六―一号

株式会社博友社

代表清算人　横山　桂

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県厚木市三田二丁目一二番一七号

ＡＮＩ合同会社

清算人　阿久津　彰

解散公告

当社は、令和七年九月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県茅ヶ崎市萩園二三六九―七

ＧＪ合同会社

代表清算人　鈴木　朋子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

横浜市青葉区たちばな台二丁目五番地三五

共和陸送株式会社

代表清算人　細貝　武揚

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

石川県七尾市若林町サ部二五番地

有限会社アルムシステム

清算人　荒牧　良一

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

石川県金沢市上荒屋四丁目二〇一番地

宮田システム株式会社

代表清算人　宮田　雅代

解散公告

当社は、令和七年五月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福井県福井市北今泉町二―一―四一

合同会社ＯＮＥ

代表清算人　安野　健夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岐阜県各務原市蘇原東島町二丁目九七番地

有限会社小林加工

清算人　小林　久子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岐阜県土岐市駄知町一八七六番地の一

有限会社大松米穀店

清算人　塚本　恵司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷一五八番地

有限会社野末電気工事

清算人　野末　茂春

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

静岡県袋井市湊五九九番地

株式会社サワベ

代表清算人　澤部　康介

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

愛知県犬山市大字犬山字西古券三三〇番地

ＴＰ　ＬＡＮＫＡ株式会社

代表清算人　マハマラ・ヘッティアラチゲ・カスン・マドゥサンカ・ペレラ

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間にお申し出がない時は、清算から除斥します。

令和七年十月十日

愛知県岡崎市葵町二番地八

株式会社山七商店

代表清算人　渡邊　隆宏

解散公告

当社は、令和七年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

愛知県豊田市五ケ丘一丁目二四番地一一

株式会社７Ｔｏｎｅｓ　Ｓｔｕｄｉｏ

代表清算人　須田　祐介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

京都府八幡市川口堀ノ内一番地の一

新関西グリーン物流株式会社

代表清算人　山根　道代

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

京都市山科区西野山百々町六二番地の一

有限会社菊池電子製作所

清算人　菊池　敏男

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪府大阪市城東区中央二―一―二〇―七〇三号

有限会社竹下鉄筋工業所

代表清算人　竹下　勝光

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪市城東区成育四丁目一二番二三号

ＮＰＯ法人ルピナス

清算人　小堀　惠弘

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪市住之江区浜口西三丁目七番六―一一〇二号

ビジュエルド日本株式会社

代表清算人　陳　振廣

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪府四條畷市西中野二丁目一番四七―四〇四号

一般社団法人あじーる

代表清算人　島田　丁花

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪市浪速区敷津西一―五―一一新浪速ビル三〇三号室

誠偉貿易株式会社

代表清算人　木村　淳一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪府大阪市阿倍野区旭町二丁目一―一

あべのマルシェ一五五　株式会社ｎｏｖｏ

代表清算人　住吉　一真

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

大阪府守口市本町一丁目三番一二号

大照興産株式会社

代表清算人　野口　易孝

解散公告

当組合は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

兵庫県朝来市和田山町枚田岡七七四番地

協同組合和田山ショッピングセンター

代表清算人　藤原　英嗣

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

鳥取県東伯郡北栄町西穂波三六番地

有限会社ウエルアップ

清算人　助谷　憲隆

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岡山市南区西市一一四番地二

犬飼医療器株式会社

代表清算人　藤本　憲和

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岡山県岡山市東区西大寺中三丁目二〇番一〇号

有限会社十川

清算人　十川　順子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

広島市西区井口明神一丁目一〇番三号

有限会社吉和

清算人　吉和　政徳

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

広島県府中市中須町一三三番地四

株式会社コンヴィッチ

代表清算人　鎌倉　隆之

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

広島県東広島市河内町河戸二九一六番地六

認可地縁団体月の瀬自治会

清算人　古田　正晴

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

山口県山口市湯田温泉一丁目一一番二〇号

株式会社福屋呉服店

代表清算人　竹下　英男

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

愛媛県松山市持田町一丁目二番九号

一般財団法人重要文化財渡部家住宅保護財団

代表清算人　渡部　浩三

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡県田川市大字奈良一七九三番地

株式会社篠原商店

代表清算人　高山　慶子

解散公告

当社は解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡県春日市光町二丁目二〇七番地

有限会社天野米穀販売店

清算人　天野　敏成

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡市博多区中洲四丁目一―三〇―三Ｆ

株式会社煌

代表清算人　笠井　厚士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

福岡県福津市福間駅東一丁目三番六号

株式会社オフィスきの

代表清算人　城野　元司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

佐賀県佐賀市兵庫南二丁目一六番一六号

特定非営利活動法人アートフル

清算人　平川　哲男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

長崎県佐世保市権常寺一丁目一二番二五号

株式会社山本製麺

代表清算人　山本　浩

解散公告

当法人は、令和七年七月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

熊本県熊本市中央区南千反畑町三―七熊本県総合福祉センター内

ＮＰＯ法人きずな互助会

清算人　渡邊　民雄

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

熊本県熊本市北区楠野町字古閑屋敷一三八二番地

一富有限会社

清算人　奥村　和利

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

北海道函館市湯川町三丁目九番二五号

医療法人社団中島胃腸科内科クリニック

清算人　中島　涼子

解散公告（第一回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

神奈川県厚木市栄町一丁目一番七号

アーベインＳＴＫ栄町ビル六階

神奈中バス労働組合連合会

清算人　澤山　俊明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

名古屋市中川区豊成町一番地豊成団地第一号棟第一〇二号室

医療法人志誠会福井皮フ科医院

清算人　福井　良昌

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

三重県三重郡菰野町大字菰野二一三一番地

宗教法人智福寺

清算人　木村　昌悟

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年九月十二日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

和歌山県海草郡紀美野町動木二八七番地

紀美野町土地開発公社

清算人　細峪　康則

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

長崎県諫早市多良見町化屋七四一番地一

医療法人やの皮ふ科

清算人　矢野　英子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月十二日の責任役員会の決議並びに東京都の認可により令和七年九月十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都世田谷区代田四丁目一〇番二号

宗教法人代田不動堂新恵講

清算人　飯田二三子

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

宮崎市江平西一丁目四番二五号

医療法人社団沖歯科医院

清算人　沖　雅人

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年八月十日開催の社員総会の決議並びに岩手県知事の認可により、令和七年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

岩手県奥州市江刺川原町三番一二号

医療法人社団伊藤内科医院

清算人　伊藤　知夫

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

山形県新庄市大手町二番一〇号

学校法人新庄こひつじ学園

清算人　芳賀　欣一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十八日福島地方裁判所郡山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

（登記簿上の主たる事務所）

福島県郡山市大字牛縊本郷字舘一三四番地

宗教法人宝鏡院

清算人　弁護士　柾谷　智徳

連絡先　福島県郡山市愛宕町三番二六号

柾谷智徳法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

埼玉県川口市大字安行藤八四六番地の三〇

安行若葉台団地管理組合法人

清算人　池原　泰男

解散公告（第三回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都大田区雪谷大塚町一八番九号

医療法人社団松原内科

清算人　小林　優子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月十八日、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

東京都杉並区和田三丁目一七番一号

日蓮宗龍王教会

清算人　赤塚　教乗

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十日

広島市南区猿猴橋町二番一一号広島駅前クリニックビル二階

医療法人社団吉田眼科医院

清算人　吉田　秀人

前払式特定取引業の会員譲受のお知らせ

当社は令和七年九月三十日、株式会社岡山冠婚葬祭互助会より割賦販売法の前払式特定取引に基づく会員契約上の地位の譲り受けを行いました。

令和七年十一月十日に、株式会社岡山冠婚葬祭互助会の会員の方々に対し、当社が責任を持って承継させていただきます。

譲渡人　岡山県岡山市南区新保一一三二番地五　株式会社岡山冠婚葬祭互助会　代表取締役社長　王喜　本町六番一二号

譲受人　岡山県岡山市南区新保一一三二番地五　株式会社日本セレモニー　代表取締役　神田一三　輝

令和七年十一月十日をもって、当社は株式会社日本セレモニーに、会員の方々に対する当社の会員契約上の地位の譲渡に関する権利義務を譲渡いたしました。

つきましては、前述の会員契約上の地位の譲渡に関する権利義務を譲り受けた株式会社日本セレモニーが責任を持って承継させていただきます。

なお、今後は、株式会社日本セレモニーに、会員の方々に対する当社の会員契約上の地位の譲渡に関する権利義務を譲渡したことを文書により令和七年十一月十日付で通知いたしますので、ご了承ください。

令和七年十月十日

岡山県岡山市南区新保一一三二番地五　株式会社岡山冠婚葬祭互助会　代表取締役社長　王喜　本町六番一二号

岡山県岡山市南区新保一一三二番地五　株式会社日本セレモニー　代表取締役　神田一三　輝

第　69　期　決　算　公　告

令和７年９月12日　　札幌市白石区栄通２丁目８番30号
株式会社シン技術コンサル
代表取締役　重清　祐之

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,096,413	流動負債	1,332,339
固定資産	1,116,099	固定負債	79,588
		負債合計	**1,411,927**
		株主資本	3,800,585
		資本金	30,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	3,707,085
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,682,085
		（うち当期純利益）	(498,315)
		自己株式	△6,500
		純資産合計	**3,800,585**
資産合計	**5,212,512**	**負債・純資産合計**	**5,212,512**

第 33 期 決 算 公 告

令和７年10月10日

福島市町庭坂字堀ノ内３番地１
株式会社小野工業所
代表取締役　小野　雅亮

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,244,082	流動負債	977,281
固定資産	162,374	（賞与引当金）	(64,205)
		固定負債	34,933
		（退職給付引当金）	(29,632)
		（役員退職慰労引当金）	(2,332)
		株主資本	1,394,242
		資本金	53,000
		利益剰余金	1,341,242
		利益準備金	13,250
		その他利益剰余金	1,327,992
		（うち当期純利益）	(288,694)
資産合計	**2,406,457**	**負債・純資産合計**	**2,406,457**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ホームコンサルタントナカムラ　②愛知県知事(3)21552　③中村敏雄　④愛知県安城市大東町８番５号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県安城市大東町８番５号　ホームコンサルタントナカムラ　中村敏雄

①株式会社ピープロダ　②福岡県知事(2)18592　③代表取締役　髙橋裕子　④福岡県福岡市中央区平尾二丁目２番22号ＭＡＹコーポ一本木301号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市中央区平尾二丁目２番22号ＭＡＹコーポ一本木301号　株式会社ピープロダ　代表取締役　髙橋裕子

第19期決算公告　令和７年９月30日

東京都荒川区西日暮里二丁目54番２－402号

株式会社夢の本棚社

代表取締役　吉野　克彦

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,996
	資産合計	**3,996**
負純資債及産のび部	流動負債	4,395
	負債合計	**4,395**
	株主資本	△398
	資本金	1,250
	利益剰余金	△1,648
	その他利益剰余金	△1,648
	（うち当期純利益）	（215）
	純資産合計	**△398**
	負債・純資産合計	**3,996**

第17期決算公告　令和７年９月30日

東京都千代田区麹町四丁目８番地１

株式会社ユーフォリア

代表取締役　橋口　寛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	543,926
	固定資産	11,934
	資産合計	**555,860**
負純資債及産のび部	流動負債	333,730
	固定負債	445,586
	株主資本	△223,456
	資本金	100,000
	資本剰余金	317,234
	資本準備金	317,234
	利益剰余金	△640,691
	その他利益剰余金	△640,691
	（うち当期純損失）	（640,691）
	負債・純資産合計	**555,860**

第26期決算公告　令和７年10月10日

札幌市豊平区福住３条２丁目４番５号

矢崎総業北海道販売株式会社

代表取締役　荒井　康樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,569,591
	固定資産	628,276
	合計	**2,197,868**
負純資債及産のび部	流動負債	464,493
	固定負債	222,987
	株主資本	1,510,386
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,495,386
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,491,636
	（うち当期純利益）	（374,189）
	合計	**2,197,868**

第45期決算公告

令和７年10月10日　英国マンチェスター、トラフォード・パーク、モスリー・ロード64

Washington Mills Electro Minerals Limited

日本における代表者　相川　和也

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千ＧＢＰ）

科目		金額
Assets	Fixed Assets	2,376
	Current Assets	13,329
	Pension Asset	707
	Total Assets	**16,413**
Liabilities and Shareholder's Equity	Current Liabilities	2,205
	Other Liabilities	287
	Total Liabilities	**2,492**
	Called up share capital	3,403
	Capital redemption reserve	913
	Retained earnings	9,603
	(Profit for this year)	(1,442)
	Total Shareholder's Funds	**13,920**
	Total Liabilities and Shareholder's Equity	**16,413**

決算公告

令和７年10月10日

東京都千代田区紀尾井町１番11号

株式会社赤坂維新号

代表取締役　鄭　彬

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	278,689
	固定資産	1,575,778
	資産合計	**1,854,468**
負純資債及産のび部	流動負債	152,509
	固定負債	1,015,487
	株主資本	686,470
	資本金	10,000
	利益剰余金	677,570
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	675,070
	（うち当期純利益）	（68,880）
	自己株式	△1,100
	負債・純資産合計	**1,854,468**

第９期決算公告　令和７年10月10日
東京都文京区後楽一丁目７番27号
バスケットボール・コーポレーション株式会社
代表取締役　渡邊　信治
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,688,730
	固定資産	266,651
	資産合計	1,955,382
負債及び純資産の部	流動負債	1,084,247
	固定負債	461,807
	退職給付引当金	179,693
	役員退職慰労引当金	28,700
	株主資本	409,327
	資本金	50,000
	利益剰余金	359,327
	その他利益剰余金	359,327
	（うち当期純損失）	(20,421)
	負債・純資産合計	1,955,382

第10期決算公告
令和７年10月10日
東京都渋谷区渋谷一丁目３番15号
ＢＩＺＣＯＲＥ渋谷５階
×××株式会社
代表取締役　髙田　圭
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,767,296
	固定資産	47,180
	資産合計	1,814,476
負債及び純資産の部	流動負債	331,303
	株主資本	1,483,173
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,433,173
	その他利益剰余金	1,433,173
	（うち当期純利益）	(349,658)
	負債・純資産合計	1,814,476

第13期決算公告　令和７年９月18日
東京都品川区西五反田一丁目30番２号
スタークス株式会社
代表取締役　上ノ山慎哉
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	725,915
	固定資産	51,042
	資産合計	776,957
負債及び純資産の部	流動負債	328,878
	固定負債	285,700
	株主資本	162,378
	資本金	11,000
	資本剰余金	1,450
	資本準備金	1,450
	利益剰余金	149,928
	利益準備金	1,299
	その他利益剰余金	148,628
	（うち当期純利益）	(50,427)
	負債・純資産合計	776,957

第26期決算公告　令和７年10月10日
東京都港区北青山三丁目５番６号
株式会社ステディスタディ
代表取締役　神出　瑞代
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	332,160
	固定資産	237,086
	合計	569,247
負債及び純資産の部	流動負債	175,575
	固定負債	152,302
	株主資本	241,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	231,368
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	228,868
	（うち当期純利益）	(31,795)
	合計	569,247

第49期決算公告
令和７年10月10日
東京都豊島区上池袋四丁目16番22号
常盤化学工業株式会社
代表取締役　平澤健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	542,735
	固定資産	705,667
	資産合計	1,248,402
負債及び純資産の部	流動負債	27,559
	固定負債	328,799
	株主資本	892,043
	資本金	40,000
	利益剰余金	858,043
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	848,043
	（うち当期純利益）	(13,314)
	自己株式	△6,000
	負債・純資産合計	1,248,402

第５期決算公告
令和７年10月10日
東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
新お茶の水ビルディング５階
一般社団法人感染対策アドバイザー協会
代表理事　中村　明子
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	0
	資産合計	0
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	負債合計	70,000
	利益剰余金	△70,000
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産合計	△70,000
	負債・純資産合計	0

第12期決算公告
令和７年10月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社エアサイド
代表取締役　中居　進
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,691
	固定資産	2,239
	合計	148,930
負債及び純資産の部	流動負債	39,000
	株主資本	109,930
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,930
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	97,430
	（うち当期純利益）	(16,714)
	合計	148,930

第11期決算公告　令和７年10月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社グッドアンドカンパニー
代表取締役　谷村　江美
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,205
	固定資産	6,835
	合計	132,040
負債及び純資産の部	流動負債	18,208
	株主資本	113,831
	資本金	30,000
	資本剰余金	7,799
	資本準備金	7,799
	利益剰余金	76,032
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	75,831
	（うち当期純利益）	(516)
	合計	132,040

第13期決算公告　令和７年10月10日
東京都渋谷区神宮前三丁目21番１号プラフロール神宮前３Ｆ
株式会社クムナムエンターテインメント
代表取締役　大塚　晴義
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,888,461
	固定資産	158,488
	合計	2,046,950
負債及び純資産の部	流動負債	1,752,878
	固定負債	19,002
	株主資本	275,069
	資本金	30,000
	利益剰余金	245,069
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	237,569
	（うち当期純利益）	(1,549)
	合計	2,046,950

第53期決算公告
令和７年10月10日
横浜市南区高砂町２丁目24番地
株式会社東日本セレモニー
代表取締役　渡邊　正典
貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,347,734
	固定資産	3,189,486
	合計	4,537,220
負債及び純資産の部	流動負債	1,098,002
	固定負債	5,307,709
	株主資本	△1,868,491
	資本金	70,000
	利益剰余金	△1,938,491
	その他利益剰余金	△1,938,491
	（うち当期純損失）	(40,100)
	合計	4,537,220

第６期決算公告　令和７年10月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社ＴＫＧ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
代表取締役　劉　西喬
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,332
	固定資産	25,408
	合計	60,741
負債及び純資産の部	流動負債	13,879
	株主資本	46,861
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△3,138
	その他利益剰余金	△3,138
	（うち当期純損失）	(6,352)
	合計	60,741

第17期決算公告　令和７年10月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社フライパン
代表取締役　渡邊　徳人
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	331,015
	固定資産	349,335
	合計	680,351
負債及び純資産の部	流動負債	304,934
	固定負債	288,359
	株主資本	87,057
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	47,057
	その他利益剰余金	47,057
	（うち当期純利益）	(10,902)
	合計	680,351

第16期決算公告

令和７年10月10日
愛知県名古屋市東区葵一丁目14番13号
株式会社テクノスピーチ
代表取締役社長　大浦圭一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,310
	固定資産	8,913
	合計	141,224
負債及び純資産の部	流動負債	27,302
	固定負債	70,401
	株主資本	43,520
	資本金	38,444
	資本剰余金	35,444
	資本準備金	35,444
	利益剰余金	△30,367
	その他利益剰余金	△30,367
	（うち当期純利益）	（△70,593）
	合計	141,224

第53期決算公告

令和７年10月10日
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町一丁目30番地
株式会社ロマンティア
代表取締役　土田　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	11,477
	固定資産	2,695
	合計	14,172
負債及び純資産の部	流動負債	1,325
	固定負債	148
	株主資本	12,699
	資本金	30
	利益剰余金	12,669
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	12,662
	（うち当期純利益）	（752）
	合計	14,172

第11期決算公告

令和７年８月24日
神奈川県愛甲郡愛川町半原3897―９
明電工株式会社
代表取締役　西村　明博

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,103
	固定資産	78,758
	合計	201,861
負債及び純資産の部	流動負債	37,738
	固定負債	74,250
	株主資本	89,873
	資本金	5,000
	利益剰余金	84,873
	その他利益剰余金	84,873
	（うち当期純利益）	（31,404）
	合計	201,861

第57期決算公告

令和７年10月10日
三重県津市雲出長常町1119番地の１
株式会社鈴木芳喜堂
代表取締役　鈴木　康義

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	139,110
	固定資産	135,769
	資産合計	274,879
負債及び純資産の部	流動負債	29,502
	固定負債	352,260
	株主資本	△106,882
	資本金	10,000
	利益剰余金	△116,882
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△117,632
	（うち当期純損失）	（16,318）
	負債・純資産合計	274,879

第２期決算公告

令和７年10月10日
三重県津市森町1945番地11
株式会社マツダコスモ
代表取締役　松田　好旦

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,517
	固定資産	354,016
	合計	361,534
負債及び純資産の部	流動負債	1,463
	固定負債	170,000
	株主資本	190,071
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	71
	その他利益剰余金	71
	（うち当期純利益）	（945）
	合計	361,534

第２期決算公告

令和７年10月10日
愛知県豊田市若林東町上外根81番地２
ミカワテクニカルサービス株式会社
代表取締役　井川　理恵

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	301
	固定資産	2,642
	合計	2,943
負債及び純資産の部	流動負債	7,099
	株主資本	△4,156
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,156
	その他利益剰余金	△5,156
	（うち当期純損失）	（3,496）
	合計	2,943

第35期決算公告

令和７年９月17日
大阪府東大阪市西岩田３丁目１番52号
ミドリ安全東大阪株式会社
代表取締役　出口　剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	260,614
	固定資産	1,189
	資産合計	261,803
負債及び純資産の部	流動負債	226,548
	固定負債	―
	株主資本	35,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,255
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	22,755
	（うち当期純利益）	（22,735）
	負債・純資産合計	261,803

第32期決算公告

令和７年６月13日
大阪府大阪市北区大深町４番20号
日東ロジコム株式会社
代表取締役　地頭所拓志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,033,313
	固定資産	174,993
	資産合計	2,208,306
負債及び純資産の部	流動負債	237,696
	（うち賞与引当金）	（105,726）
	固定負債	365,729
	退職引当金	365,729
	株主資本	1,604,881
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,594,881
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,592,381
	（うち当期純利益）	（59,732）
	負債・純資産合計	2,208,306

第65期決算公告

令和７年10月10日
大阪市北区芝田二丁目８番31号
第３東洋ビル
大和機械工業株式会社
代表取締役社長　尾和　正邦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	171,868
	固定資産	29,199
	合計	201,068
負債及び純資産の部	流動負債	47,870
	固定負債	2,734
	株主資本	156,930
	資本金	10,000
	利益剰余金	146,930
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	144,430
	（うち当期純利益）	（14,695）
	評価・換算差額等	△ 6,467
	合計	201,068

第６期決算公告

令和７年10月10日
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番５号
株式会社サニーサイドアップ
代表取締役　劉　西喬

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,187,176	流動負債	2,385,624
固定資産	179,648	株主資本	2,982,839
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,081,413
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	1,031,413
		利益剰余金	1,851,426
		その他利益剰余金	1,851,426
		（うち当期純利益）	（826,573）
		評価・換算差額等	△1,639
		繰延ヘッジ損益	△1,639
資産合計	5,366,824	負債・純資産合計	5,366,824

第71期決算公告

令和７年10月10日
東京都新宿区新小川町１番５号
株式会社東京創元社
代表取締役　渋谷健太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,289,787	流動負債	300,372
固定資産	539,974	（返品調整引当金）	（20,940）
		固定負債	128,345
		（退職給付引当金）	（56,739）
		株主資本	1,408,075
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,378,075
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,370,575
		（うち当期純利益）	（8,903）
		評価・換算差額等	△7,032
		その他有価証券評価差額金	△7,032
資産合計	1,829,761	負債・純資産合計	1,829,761

第21期決算公告

令和７年10月10日
香川県高松市成合町930―10
株式会社T―NET vigla
代表取締役　池田　貴昭

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,974
	固定資産	3,716
	合計	80,690
負債及び純資産の部	流動負債	27,743
	固定負債	3,658
	株主資本	49,288
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△711
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	△1,111
	（うち当期純利益）	(9,295)
	合計	80,690

第68期決算公告

令和７年９月19日
新潟県新潟市中央区南笹口２丁目７番20号
株式会社アークベル
代表取締役　北村　芳明

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,302	流動負債	239
固定資産	48,939	固定負債	70,106
繰延資産	0	負債合計	70,345
		株主資本	6,728
		資本金	60
		利益剰余金	6,668
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	6,653
		評価・換算差額等	168
		純資産合計	6,896
資産合計	77,241	負債・純資産合計	77,241

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,528
売上原価	3,207
売上総利益	321
販売費及び一般管理費	1,247
営業損失	926
営業外収益	1,368
営業外費用	299
経常利益	143
特別利益	0
特別損失	3
税引前当期純利益	140
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	22
当期純利益	97

第40期決算公告

令和７年９月16日
沖縄県豊見城市字我那覇648番地１
株式会社タカラ住建
代表取締役　冨岡　昌文

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,469,762
	固定資産	42,422
	資産合計	1,512,184
負債及び純資産の部	流動負債	478,446
	固定負債	833,994
	株主資本	198,641
	資本金	20,000
	利益剰余金	178,641
	利益準備金	332
	その他利益剰余金	178,309
	（うち当期純利益）	(6,433)
	評価・換算差額等	1,102
	負債・純資産合計	1,512,184

第67期決算公告

令和７年９月19日
新潟県新潟市中央区南笹口２丁目７番20号
株式会社雅裳苑
代表取締役　北村　芳明

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	935	流動負債	4,491
固定資産	25,881	固定負債	20,859
繰延資産	0	負債合計	25,350
		株主資本	1,466
		資本金	60
		利益剰余金	1,406
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,404
		純資産合計	1,466
資産合計	26,816	負債・純資産合計	26,816

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,500
売上原価	6,607
売上総利益	9,893
販売費及び一般管理費	9,478
営業利益	415
営業外収益	365
営業外費用	491
経常利益	289
特別利益	32
特別損失	35
税引前当期純利益	286
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	0
当期純利益	282

第17期決算公告

令和７年８月29日
沖縄県那覇市上之屋一丁目17番10号
株式会社サンクス沖縄
代表取締役　阿部　晃佳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,152,750
	固定資産	348,665
	資産合計	3,501,416
負債及び純資産の部	流動負債	1,013,765
	固定負債	837,937
	株主資本	1,630,246
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,620,246
	その他利益剰余金	1,620,246
	（うち当期純利益）	(71,167)
	評価・換算差額等	19,466
	その他有価証券評価差額金	19,466
	負債・純資産合計	3,501,416

決算公告

令和７年10月10日
東京都江東区北砂四丁目７番９号105号室
株式会社ＹＫ経営企画
代表取締役　此下　竜矢

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,000
	合計	1,000
負債及び純資産の部	株主資本	1,000
	資本金	1,000
	利益剰余金	―
	その他利益剰余金	―
	（うち当期純利益）	(―)
	合計	1,000

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月十日開催の定時株主総会において、資本準備金の額を一億四千六百万円減少することを決定いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
東京都江東区北砂四丁目七番九号
株式会社ＹＫ経営企画
代表取締役　此下　竜矢

第６期決算公告

令和７年10月９日
東京都中央区築地一丁目７番10号
株式会社大日ホールディングス
代表取締役　谷川　竜之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,979
	固定資産	128,979
	資産合計	136,958
負債及び純資産の部	流動負債	418
	固定負債	89,599
	株主資本	46,941
	資本金	1,000
	利益剰余金	45,941
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	45,691
	（うち当期純利益）	(6,017)
	負債・純資産合計	136,958

第６期決算公告

令和７年10月10日
大阪府堺市堺区三条通１番２号
中町興産株式会社
代表取締役　島野　容三

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,032
	固定資産	606,081
	合計	620,114
負債及び純資産の部	流動負債	1,236
	固定負債	510,000
	株主資本	108,877
	資本金	51,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	7,877
	その他利益剰余金	7,877
	（うち当期純利益）	(1,760)
	合計	620,114

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
大阪府堺市堺区三条通一番二号
中町興産株式会社
代表取締役　島野　容三

第９期決算公告

令和７年９月24日
東京都豊島区西池袋一丁目11番１号
株式会社レトリバ
代表取締役　田口　琢也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	246,901
	固定資産	67,145
	資産合計	314,046
負債及び純資産の部	流動負債	126,596
	（賞与引当金）	(9,301)
	固定負債	348,420
	株主資本	△160,969
	資本金	10,000
	資本剰余金	299,174
	資本準備金	299,174
	利益剰余金	△470,144
	その他利益剰余金	△470,144
	（うち当期純損失）	(25,212)
	負債・純資産合計	314,046

第10期決算公告

令和７年10月10日
大阪市浪速区元町二丁目５番６号
株式会社華興
代表取締役　張　以利

貸借対照表の要旨
（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	89,968
	固定資産	856,478
	繰延資産	1,000
	合計	947,447
負債及び純資産の部	流動負債	916,846
	株主資本	30,600
	資本金	76,000
	利益剰余金	△ 45,399
	その他利益剰余金	△ 45,399
	（うち当期純利益）	(20,068)
	合計	947,447

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年10月10日
大阪市浪速区元町二丁目五番六号
株式会社華興
代表取締役　張　以利

第19期決算公告

令和７年９月24日
東京都豊島区西池袋一丁目11番１号
株式会社万葉
代表取締役　大場　寧子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	161,528
	固定資産	5,635
	資産合計	167,163
負債及び純資産の部	流動負債	27,643
	固定負債	13,812
	株主資本	125,708
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,620
	資本準備金	10,620
	利益剰余金	105,088
	その他利益剰余金	105,088
	（うち当期純利益）	(6,317)
	負債・純資産合計	167,163

第10期決算公告

令和７年10月10日
兵庫県明石市藤江201番地
株式会社明海エステート
代表取締役　小河　大輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	986
	固定資産	62,380
	資産合計	63,366
負債及び純資産の部	流動負債	1,271
	固定負債	41,240
	株主資本	20,854
	資本金	5,000
	利益剰余金	15,854
	その他利益剰余金	15,854
	（うち当期純利益）	(1,645)
	負債・純資産合計	63,366

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日
兵庫県明石市藤江二〇一番地
(甲) 株式会社明海エステート
代表取締役　小河　大輝
兵庫県明石市藤江二〇一番地
(乙) 有限会社明海メディカル
代表取締役　小河　作江

第８期決算公告

令和７年10月10日
東京都港区西麻布三丁目17番15号
シナジオン株式会社
代表取締役　山川　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,882
	固定資産	10,000
	資産合計	36,882
負債及び純資産の部	流動負債	11,811
	株主資本	25,071
	資本金	2,000
	利益剰余金	23,071
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	22,571
	（うち当期純利益）	(9,294)
	負債・純資産合計	36,882

第25期決算公告

令和７年10月10日
奈良県宇陀市大字陀五津25番地の１
株式会社グローバル
代表取締役　佐々岡弘恵

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36
	固定資産	2,054
	合計	2,090
負債及び純資産の部	流動負債	11,380
	株主資本	△9,290
	資本金	3,000
	利益剰余金	△12,290
	その他利益剰余金	△12,290
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	2,090

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を一億八千五百十二万八千三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
奈良県宇陀市大字陀五津二五番地の一
株式会社グローバル
代表取締役　佐々岡弘恵

第５期決算公告

令和７年10月10日
東京都港区西麻布三丁目17番15号
ニューラルトランス株式会社
代表取締役　大林　一樹

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113,073
	固定資産	781
	資産合計	113,854
負債及び純資産の部	流動負債	1,084
	株主資本	112,770
	資本金	10,000
	利益剰余金	102,770
	その他利益剰余金	102,770
	（うち当期純利益）	(13,586)
	負債・純資産合計	113,854

第74期決算公告

令和７年10月10日
広島県福山市松浜町三丁目２番17号
株式会社ＴＳＵＢＡＭＥ
代表取締役　溝山　博文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,332
	固定資産	—
	合計	8,332
負債及び純資産の部	流動負債	123,174
	固定負債	—
	株主資本	△ 114,842
	資本金	12,000
	利益剰余金	△ 126,842
	その他利益剰余金	△ 126,842
	（うち当期純損失）	(200)
	合計	8,332

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
広島県福山市松浜町三丁目二番一七号
株式会社ＴＳＵＢＡＭＥ
代表取締役　溝山　博文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

大分市三佐一丁目二一番一七号

株式会社ミクト技建

代表取締役　川原智恵美

第17期決算公告

令和７年10月10日

大分市三佐一丁目21番17号

株式会社ミクト技建

代表取締役　川原智恵美

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,238,543
	固定資産	62,152,336
	資産合計	95,390,879
負債及び純資産の部	流動負債	31,521,062
	固定負債	49,007,202
	株主資本	14,862,615
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	△1,137,385
	その他利益剰余金	△1,137,385
	（うち当期純損失）	（3,339,011）
	負債・純資産合計	95,390,879

決算公告

令和７年10月10日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号

城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内

Ｖｉｔｔｏｒｉａ株式会社

代表取締役　レスリー・ジェイ・シラト

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,926
	合計	9,926
負債及び純資産の部	流動負債	1,201
	株主資本	8,724
	資本金	9,900
	利益剰余金	△1,175
	その他利益剰余金	△1,175
	（うち当期純利益）	（4）
	合計	9,926

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月十日

（甲）千葉県流山市おおたかの森南二丁目三八番地の一〇　株式会社メルテック　代表取締役　山崎　眞哉

（乙）東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三〇番一一号ヨートービル三階　株式会社メルテックホールディングス　代表取締役　竹内　智洋

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

第34期決算公告

令和７年10月10日

千葉県流山市おおたかの森南二丁目38番地の10

株式会社メルテック

代表取締役　山崎　眞哉

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,602
	固定資産	462
	合計	2,065
負債及び純資産の部	流動負債	282
	固定負債	468
	株主資本	1,313
	資本金	10
	利益剰余金	1,303
	その他利益剰余金	1,303
	（うち当期純利益）	（83）
	合計	2,065

第９期決算公告

令和７年10月10日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号

大手町パークビルディング８階

Challenger Japan Holdings株式会社

代表取締役　松澤　裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	147,366
	固定資産	1,365,000
	合計	1,512,366
負債及び純資産の部	流動負債	4,014
	株主資本	1,508,352
	資本金	232,416
	資本剰余金	1,314,586
	資本準備金	776,917
	その他資本剰余金	537,669
	利益剰余金	△38,651
	その他利益剰余金	△38,651
	（うち当期純損失）	（7,808）
	合計	1,512,366

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

東京都中央区八丁堀三丁目一二番七号

株式会社グリッドオンライン

代表取締役　唐　一兵

第９期決算公告

令和７年10月10日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号

大手町パークビルディング８階

Challenger株式会社

代表取締役　松澤　裕

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	621,285
	固定資産	1,144,756
	合計	1,766,042
負債及び純資産の部	流動負債	190,915
	株主資本	1,575,126
	資本金	225,000
	資本剰余金	1,005,908
	資本準備金	682,500
	その他資本剰余金	323,408
	利益剰余金	344,218
	その他利益剰余金	344,218
	（うち当期純利益）	（199,984）
	合計	1,766,042

第９期決算公告

令和７年10月10日

東京都中央区八丁堀三丁目12番７号

株式会社グリッドオンライン

代表取締役　唐　一兵

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,194,614
	固定資産	240,000
	資産合計	36,434,614
負債及び純資産の部	流動負債	16,725,926
	固定負債	42,672
	株主資本	19,666,016
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△333,984
	その他利益剰余金	△333,984
	（うち当期純損失）	（2,720,697）
	負債・純資産合計	36,434,614

第４期決算公告

令和７年９月26日

京都府相楽郡精華町光台二丁目２番地２

株式会社ＴＳＫ

代表取締役　孫　恩喆

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,015
	固定資産	8,378
	繰延資産	77
	合計	62,470
負債及び純資産の部	流動負債	9,039
	固定負債	13,028
	株主資本	40,403
	資本金	40,000
	資本剰余金	262,000
	資本準備金	262,000
	利益剰余金	△261,597
	その他利益剰余金	△261,597
	（うち当期純損失）	（68,548）
	合計	62,470

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千六百二十七万千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一六番四号

野村不動産渋谷道玄坂ビル二階

ＭｅｄＧｌｏｂａｌ株式会社

代表取締役　西岡　哲也

第８期決算公告

令和７年10月10日

東京都渋谷区道玄坂二丁目16番４号

野村不動産渋谷道玄坂ビル２階

ＭｅｄＧｌｏｂａｌ株式会社

代表取締役　西岡　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	68,073
	固定資産	64,144
	資産合計	132,218
負債及び純資産の部	流動負債	66,604
	株主資本	65,614
	資本金	125,271
	資本剰余金	124,771
	資本準備金	124,771
	利益剰余金	△184,429
	その他利益剰余金	△184,429
	（うち当期純損失）	（46,720）
	負債・純資産合計	132,218

第12期決算公告

令和７年10月10日
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目20番18号
株式会社白ヤギコーポレーション
代表取締役　渡辺　賢智

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	50,543,237
	固定資産	221,779
	繰延資産	34,498,651
	資産合計	85,263,667
負純資債及産のび部	流動負債	6,606,758
	株主資本	78,656,909
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	△21,343,091
	その他利益剰余金	△21,343,091
	（うち当期純利益）	(11,152,612)
	負債・純資産合計	85,263,667

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四千九百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
東京都渋谷区富ヶ谷二丁目二〇番一八号
株式会社白ヤギコーポレーション
代表取締役　渡辺　賢智

第32期決算公告

令和７年10月10日
宮崎県都城市都北町7210－２
株式会社天神製作所
代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	550,914
	固定資産	179,533
	合計	730,448
負純資債及産のび部	流動負債	212,531
	（うち賞与引当金）	(5,857)
	固定負債	19,252
	株主資本	498,664
	資本金	10,000
	利益剰余金	488,664
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	486,164
	（うち当期純利益）	(74,906)
	合計	730,448

第16期決算公告　令和７年10月10日

東京都港区三田一丁目４番28号
株式会社韓流村
代表取締役　任　和彬

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	362,660
	固定資産	778,525
	合計	1,141,185
負純資債及産のび部	流動負債	304,719
	固定負債	972,209
	株主資本	△135,743
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,120,000
	資本準備金	1,120,000
	利益剰余金	△1,335,743
	その他利益剰余金	△1,335,743
	（うち当期純損失）	(244,858)
	合計	1,141,185

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を六億五千万円減少し、それぞれ三千万円、四億七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
東京都港区三田一丁目四番二八号
株式会社韓流村
代表取締役　任　和彬

第12期決算公告　令和７年９月25日

札幌市白石区南郷通１丁目北１－19
ジスワンビル２F
Jホールディングス株式会社
代表取締役　鈴木　譲

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	532,873
	固定資産	1,479,569
	資産合計	2,012,442
負純資債及産のび部	流動負債	544
	負債合計	544
	株主資本	2,011,898
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,001,898
	その他利益剰余金	2,001,898
	（うち当期純利益）	(44,344)
	純資産合計	2,011,898
	負債・純資産合計	2,012,442

第36期決算公告　令和７年10月10日

栃木県宇都宮市下戸祭一丁目９番５号
宇都宮ヤマイチ株式会社
代表取締役　山本　幹夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,505,321,908
	固定資産	835,963,627
	繰延資産	1,550,000
	合計	2,342,835,535
負純資債及産のび部	流動負債	1,002,890,854
	固定負債	123,281,406
	株主資本	1,216,663,275
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	1,191,663,275
	利益準備金	6,250,000
	その他利益剰余金	1,185,413,275
	（うち当期純利益）	(149,869,096)
	合計	2,342,835,535

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十二日であり、両社の取締役会及び取締役の承認決議は令和七年八月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日
栃木県宇都宮市下戸祭一丁目九番五号
（甲）宇都宮ヤマイチ株式会社
代表取締役　山本　幹夫
栃木県宇都宮市下砥上町一五五二番地四
（乙）有限会社ケンユー企画
代表取締役　山本　幹夫

第56期決算公告

令和７年10月10日
石川県金沢市小坂町西123番地
東洋警備保障株式会社
代表取締役　上田　紘詩

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,154
	固定資産	732,515
	合計	960,669
負純資債及産のび部	流動負債	187,794
	固定負債	450,733
	株主資本	322,142
	資本金	10,000
	利益剰余金	312,142
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	309,642
	（うち当期純利益）	(34,130)
	合計	960,669

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日です。

なお、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日
石川県金沢市小坂町西一二三番地
（甲）東洋警備保障株式会社
代表取締役　上田　紘詩
石川県金沢市小坂町西一二三番地
（乙）有限会社アージェント・スタッフ
代表取締役　上田　紘詩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月十日

富山県下新川郡入善町舟見一三五二番地

（甲）スパイラル株式会社

代表取締役　古川　琢也

富山県高岡市早川二五五番地

（乙）有限会社坂下工業

代表取締役　古川　琢也

第28期決算公告

令和７年10月10日

富山県下新川郡入善町舟見1352番地

スパイラル株式会社

（旧商号　有限会社古川建設）

代表取締役　古川　琢也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,967
	固定資産	8,232
	繰延資産	600
	合計	40,800
負純資産の債及び部	流動負債	35,246
	固定負債	39,226
	株主資本	△33,672
	資本金	3,000
	利益剰余金	△36,672
	その他利益剰余金	△36,672
	（うち当期純損失）	(2,057)
	合計	40,800

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億六千四百十二万三千六百八円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

静岡県藤枝市岡部町岡部一二〇七番地の一

株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　牧　充彦

第1期決算公告

令和７年10月10日

静岡県藤枝市岡部町岡部1207番地の１

株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　牧　充彦

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	663
	固定資産	120,335
	合計	120,998
負純資産の債及び部	流動負債	5
	固定負債	120,000
	株主資本	993
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	（うち当期純損失）	(6)
	合計	120,998

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

富山県富山市田中町五丁目四番七号

（甲）株式会社日産サティオ富山

代表取締役　井元　謙治

富山県富山市西新庄一一番四六号

（乙）富山日産自動車株式会社

代表取締役　岩島　達郎

第20期決算公告

令和７年10月10日

富山県富山市田中町五丁目４番７号

株式会社日産サティオ富山

代表取締役　井元　謙治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,711,448
	固定資産	3,656,920
	合計	5,368,368
負純資産の債及び部	流動負債	2,101,708
	固定負債	2,493,374
	株主資本	773,286
	資本金	90,000
	利益剰余金	683,286
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	660,786
	（うち当期純利益）	(197,689)
	合計	5,368,368

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

岐阜市西荘三丁目一番七号

（甲）株式会社三心

代表取締役　中島　全敏

岐阜市鷺山一五三八番地

（乙）株式会社主婦の店岐阜鷺山店

代表取締役　中島　全敏

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年５月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,085,435
	固定資産	3,573,491
	資産合計	4,658,927
負純資産の債及び部	流動負債	1,402,255
	固定負債	1,337,285
	退職給付引当金	1,106
	負債合計	2,739,540
	株主資本	1,919,386
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,007,386
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	2,005,486
	（うち当期純損失）	(149,998)
	自己株式	△98,000
	純資産合計	1,919,386
	負債・純資産合計	4,658,927

第75期決算公告　令和７年９月24日

埼玉県春日部市南一丁目６番９号

金杉建設株式会社

代表取締役　吉川　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,404,898
	固定資産	10,295,040
	合計	12,699,938
負純資産の債及び部	流動負債	2,600,673
	固定負債	2,522,277
	株主資本	7,576,988
	資本金	98,000
	資本剰余金	18,000
	利益剰余金	7,464,688
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	7,440,188
	（うち当期純利益）	(691,420)
	自己株式	△3,700
	合計	12,699,938

第44期決算公告

令和７年10月10日

大阪市生野区田島五丁目４番22号

マツムラ電子工業株式会社

代表取締役　松村　智香

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	597,503
	固定資産	1,471,627
	資産合計	2,069,131
負純資産の債及び部	流動負債	488,743
	固定負債	2,031,119
	株主資本	△450,731
	資本金	100,000
	利益剰余金	△550,731
	利益準備金	18,400
	その他利益剰余金	△569,131
	（うち当期純損失）	(534,128)
	負債・純資産合計	2,069,131

第103期決算公告

令和７年10月10日

富山県富山市西新庄11番46号

富山日産自動車株式会社

代表取締役　岩島　達郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,375,992
	固定資産	2,204,910
	合計	3,580,903
負純資産の債及び部	流動負債	2,427,044
	固定負債	425,207
	株主資本	728,650
	資本金	54,000
	利益剰余金	683,084
	利益準備金	13,500
	その他利益剰余金	669,584
	（うち当期純利益）	(60,571)
	自己株式	△8,434
	合計	3,580,903

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,446
	固定資産	78,319
	資産合計	88,766
負純資産の債及び部	流動負債	185
	固定負債	537
	負債合計	722
	株主資本	88,043
	資本金	17,000
	利益剰余金	71,043
	利益準備金	4,800
	その他利益剰余金	66,243
	（うち当期純損失）	(400)
	純資産合計	88,043
	負債・純資産合計	88,766

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

大阪市淀川区宮原四丁目五番三三号

（甲）株式会社メディネットシステムズ

代表取締役　金子由起子

大阪市淀川区宮原四丁目五番三三―二一五号

（乙）康有株式会社

代表取締役　金子由起子

第61期決算公告　令和７年10月10日

大阪市淀川区宮原四丁目５番33―215号

康有株式会社

代表取締役　金子由起子

貸借対照表の要旨（令和７年１月15日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	378,626
	固定資産	4,666
	合計	383,292
負純資産及び債のび部	流動負債	420
	株主資本	382,872
	資本金	100,000
	資本剰余金	384,860
	資本準備金	22,000
	その他資本剰余金	362,860
	利益剰余金	△101,987
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△104,987
	（うち当期純損失）	(987,531)
	合計	383,292

第61期決算公告

令和７年10月10日

大阪市淀川区宮原四丁目５番33号

株式会社メディネットシステムズ

代表取締役　金子由起子

貸借対照表の要旨

（令和６年11月15日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,292
	固定資産	16,712
	合計	46,004
負純資産及び債のび部	流動負債	197,941
	固定負債	3,449
	株主資本	△155,385
	資本金	30,000
	利益剰余金	△185,385
	利益準備金	590
	その他利益剰余金	△185,975
	（うち当期純損失）	(200,974)
	合計	46,004

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

沖縄県浦添市西原二丁目三番五号二階

（甲）株式会社北斗

代表取締役　山城　啓太

沖縄県うるま市石川曙二丁目二二番一号

（乙）株式会社北斗販売

代表取締役　与那城宏治

第４期決算公告

令和７年10月10日

沖縄県うるま市石川曙二丁目22番１号

株式会社北斗販売

代表取締役　与那城宏治

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,086
	固定資産	212
	合計	23,299
負純資産及び債のび部	流動負債	6,299
	固定負債	11,942
	株主資本	5,057
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,942
	その他利益剰余金	△4,942
	（うち当期純利益）	(5,634)
	合計	23,299

第15期決算公告

令和７年10月10日

沖縄県浦添市西原二丁目３番５号２階

株式会社北斗

代表取締役　山城　啓太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	545,679
	固定資産	684,369
	合計	1,230,048
負純資産及び債のび部	流動負債	193,411
	固定負債	321,616
	株主資本	715,021
	資本金	10,000
	利益剰余金	706,021
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	703,521
	（うち当期純利益）	(136,833)
	自己株式	△1,000
	合計	1,230,048

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。また、甲は、資本金の額を二億二千五百五十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

東京都中央区八丁堀二丁目一三番二号

ドミノビル三〇一号室

（甲）株式会社関東フーズ

代表取締役　井上　卓

東京都中央区八丁堀二丁目一三番二号

ドミノビル三〇一号室

（乙）株式会社つくばフーズ

代表取締役　井上　卓

第１期決算公告　令和７年10月10日

東京都中央区八丁堀二丁目13番２号

ドミノビル301号室

株式会社つくばフーズ

代表取締役　井上　卓

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,730
	固定資産	362,000
	資産合計	368,730
負純資産及び債のび部	流動負債	91
	固定負債	301,000
	株主資本	67,639
	資本金	70,000
	利益剰余金	△2,360
	その他利益剰余金	△2,360
	（うち当期純損失）	(2,360)
	負債・純資産合計	368,730

第６期決算公告　令和７年10月10日

東京都中央区八丁堀二丁目13番２号

ドミノビル301号室

株式会社関東フーズ

代表取締役　井上　卓

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	187,678
	固定資産	1,389,722
	資産合計	1,577,401
負純資産及び債のび部	流動負債	22,051
	固定負債	60,000
	株主資本	1,495,349
	資本金	235,500
	資本剰余金	234,500
	資本準備金	234,500
	利益剰余金	1,025,349
	その他利益剰余金	1,025,349
	（うち当期純利益）	(2,561,481)
	負債・純資産合計	1,577,401

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一〇九二番地の一

（甲）吉田企画株式会社

代表取締役　吉田　昇司

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目一〇九二番地の一

（乙）株式会社丸山

代表取締役　吉田由美子

第10期決算公告　令和７年10月10日

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目1092番地の１

株式会社丸山

代表取締役　吉田由美子

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,453
	固定資産	64,665
	合計	75,118
負純資産及び債のび部	流動負債	320
	固定負債	34,001
	株主資本	40,797
	資本金	7,000
	利益剰余金	33,797
	その他利益剰余金	33,797
	（うち当期純利益）	(4,391)
	合計	75,118

第33期決算公告　令和７年10月10日

埼玉県さいたま市西区三橋六丁目1092番地の１

吉田企画株式会社

代表取締役　吉田　昇司

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,842
	固定資産	390,282
	合計	491,124
負純資産及び債のび部	流動負債	3,300
	固定負債	220,896
	株主資本	266,928
	資本金	30,000
	利益剰余金	236,928
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	229,428
	（うち当期純利益）	(5,142)
	合計	491,124

第 36 期 決 算 公 告

2025年９月25日

福岡県久留米市宮ノ陣町若松１番地６
株式会社創世エンジニアリング
代表取締役　浅野　善正

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	371,077	流動負債	167,578
固定資産	558,029	固定負債	309,161
		負債合計	476,739
		株主資本	452,367
		資本金	10,000
		利益剰余金	442,367
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	439,867
		（うち当期純損失）	（46,734）
		純資産合計	452,367
資産合計	929,106	負債・純資産合計	929,106

第 9 期 決 算 公 告

令和７年10月10日

広島県尾道市浦崎町1364番地６
株式会社せとうちクルーズ
代表取締役　梅田　幸治

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,252,353	流動負債	1,369,250
固定資産	2,437,476	賞与引当金	11,641
		固定負債	2,591,630
		役員退職慰労引当金	21,300
		株主資本	728,949
		資本金	50,000
		資本剰余金	751,928
		資本準備金	273
		その他資本剰余金	751,655
		利益剰余金	△ 72,979
		その他利益剰余金	△ 72,979
		（うち当期純損失）	（72,979）
資産合計	4,689,829	負債・純資産合計	4,689,829

第 3 期 決 算 公 告

令和７年10月10日

栃木県小山市城東四丁目19番31号
エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・25株式会社
代表取締役　飯塚　敏裕

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	67,027	流動負債	192,424
固定資産	1,336,220	固定負債	277,200
		株主資本	933,623
		資本金	10,000
		資本剰余金	919,000
		資本準備金	464,500
		その他資本剰余金	454,500
		利益剰余金	4,623
		その他利益剰余金	4,623
		（うち当期純利益）	（19,744）
合計	1,403,248	合計	1,403,248

第 71 期 決 算 公 告

2025年10月10日　鹿児島市谷山港一丁目４番１
興南冷蔵運輸株式会社
代表取締役　岩井　俊整

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	414	流動負債	42
固定資産	530	固定負債	196
		役員退職慰労引当金	5
		長期修繕引当金	18
		株主資本	705
		資本金	10
		資本剰余金	70
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	70
		利益剰余金	625
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	623
		（うち当期純利益）	（39）
資産合計	944	負債・純資産合計	944

第 20 期 決 算 公 告

令和７年９月24日

東京都中央区銀座七丁目10番16号
株式会社ＭＣＡホールディングス
代表取締役　本坊俊一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,991	流動負債	19
固定資産	15,699	固定負債	1,009
		退職給付引当金	41
		株主資本	32,303
		資本金	100
		利益剰余金	32,203
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	32,128
		（うち当期純利益）	（506）
		評価・換算差額等	1,359
		その他有価証券評価差額金	1,359
資産合計	34,691	負債・純資産合計	34,691

第 8 期 決 算 公 告

令和７年10月10日　大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵ　Ｗｅｓｔ株式会社
代表取締役　松本　大助

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,255,171	流動負債	671,420
固定資産	1,242,554	固定負債	19,591
		役員退職慰労引当金	19,591
		株主資本	1,806,714
		資本金	50,000
		資本剰余金	278,250
		その他資本剰余金	278,250
		利益剰余金	1,478,464
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,465,964
		（うち当期純利益）	（140,145）
資産合計	2,497,725	負債・純資産合計	2,497,725

第 2 期 決 算 公 告

令和７年９月25日　東京都千代田区麹町五丁目４番地
ＩＤ＆Ｅホールディングス株式会社
代表取締役社長　新屋　浩明

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,513	流動負債	30,775
固定資産	80,891	賞与引当金	9
		役員賞与引当金	124
		その他	30,642
		固定負債	10,877
		その他	10,877
		負債合計	41,653
		株主資本	57,569
		資本金	7,553
		資本剰余金	57,291
		資本準備金	6,253
		その他資本剰余金	51,038
		利益剰余金	△ 7,266
		その他利益剰余金	△ 7,266
		自己株式	△ 8
		評価・換算差額等	1,181
		その他有価証券評価差額金	1,181
		純資産合計	58,751
資産合計	100,404	負債・純資産合計	100,404

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	9,267	経常利益	4,501
売上原価	2,584	特別損失	12,400
売上総利益	6,683	税引前当期純損失	7,898
販売費及び一般管理費	2,546	法人税、住民税及び事業税	22
営業利益	4,137	法人税等調整額	△ 36
営業外収益	1,285	当期純損失	7,884
営業外費用	921		

第４期決算公告

令和７年10月10日
神戸市中央区中町通二丁目１番18号
ＪＲ神戸駅ＮＫビル11Ｆ
ＴＲＪＰホールディングス株式会社
代表取締役　川西　康之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	277
	固定資産	888,198
	合計	888,475
負債及び純資産の部	流動負債	995
	固定負債	226,790
	株主資本	660,690
	資本金	460,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	690
	利益準備金	690
	（うち当期純利益）	(3,870)
	合計	888,475

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四億円減少し金六千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号
ＪＲ神戸駅ＮＫビル十一Ｆ
ＴＲＪＰホールディングス株式会社
代表取締役　川西　康之

第41期決算公告

令和７年６月12日
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙4646番地12
佐賀ＮＯＫ株式会社
代表取締役社長　中山　浩孝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,331,701
	固定資産	1,912,346
	合計	5,244,047
負債及び純資産の部	流動負債	1,450,791
	固定負債	152,580
	株主資本	3,640,676
	資本金	90,000
	資本剰余金	748,864
	利益剰余金	2,801,812
	利益準備金	21,036
	その他利益剰余金	2,780,776
	（うち当期純利益）	(184,415)
	合計	5,244,047

第９期決算公告

令和７年10月10日
茨城県牛久市島田町字石神1786
株式会社新しい風さとやま
代表取締役　牧　文一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,638
	固定資産	1,812
	合計	8,449
負債及び純資産の部	流動負債	1,813
	株主資本	6,636
	資本金	15,000
	利益剰余金	△8,364
	その他利益剰余金	△8,364
	（うち当期純損失）	(1,050)
	合計	8,449

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十二日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十日
茨城県牛久市島田町字石神一七八六
株式会社新しい風さとやま
代表取締役　牧　文一郎

第53期決算公告

2025年９月19日
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野574番地
三愛オブリガス三神株式会社
代表取締役社長　平野　嘉孝

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,465,431
	固定資産	435,533
	合計	1,900,964
負債及び純資産の部	流動負債	240,417
	固定負債	63,448
	株主資本	1,597,099
	資本金	30,000
	資本剰余金	41,054
	利益剰余金	1,526,045
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,518,545
	（うち当期純利益）	(40,405)
	合計	1,900,964

第91期決算公告

令和７年10月10日

東京都文京区本郷三丁目30番13号

ミズホ株式会社

代表取締役　根本　裕司

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,106,694
	固定資産	13,594,321
	繰延資産	1,886
	資産合計	40,702,902
負債及び純資産の部	流動負債	3,208,571
	賞与引当金	718,949
	役員賞与引当金	21,580
	株主資本	37,494,330
	資本金	98,000
	資本剰余金	3,316,960
	その他資本剰余金	3,316,960
	利益剰余金	34,079,370
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	34,054,870
	（うち当期純利益）	(1,143,368)
	負債・純資産合計	40,702,902

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十日
東京都文京区本郷三丁目三〇番一三号
（甲）ミズホ株式会社
代表取締役　根本　裕司
千葉県松戸市稔台七丁目三七番地の一一
（乙）瑞穂医科電機株式会社
代表取締役　根本　裕司

第57期決算公告

令和７年10月10日
千葉県松戸市稔台七丁目37番地の11
瑞穂医科電機株式会社
代表取締役　根本　裕司

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	218,742
	固定資産	52,971
	資産合計	271,714
負債及び純資産の部	流動負債	42,618
	賞与引当金	7,200
	退職慰労引当金	9,800
	固定負債	27,568
	株主資本	201,527
	資本金	20,000
	利益剰余金	181,527
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	176,527
	（うち当期純損失）	(7,915)
	負債・純資産合計	271,714

第98期決算公告

令和７年10月10日
福岡県久留米市白山町60番地
株式会社ムーンスター
代表取締役社長　井田　祥一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,396
	固定資産	10,315
	有形固定資産	7,957
	無形固定資産	104
	投資その他の資産	2,253
	資産合計	25,712
負債及び純資産の部	流動負債	14,959
	固定負債	3,669
	退職給付引当金	222
	その他	3,446
	負債合計	18,628
	株主資本	4,302
	資本金	100
	資本剰余金	1,739
	資本準備金	539
	その他資本剰余金	1,200
	利益剰余金	3,758
	利益準備金	141
	その他利益剰余金	3,616
	（うち当期純利益）	(67)
	自己株式	△1,296
	評価・換算差額等	2,781
	その他有価証券評価差額金	535
	繰延ヘッジ損益	△544
	土地再評価差額金	2,789
	純資産合計	7,083
	負債・純資産合計	25,712